

平成 28 年 3 月 9 日

◎池脇委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10 時 0 分開会)

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。また、委員長報告の取りまとめについては、3 月 16 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

《総務部》

◎池脇委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、議案について、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎梶総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の児童買春・児童ポルノ禁止法違反と欠勤による懲戒処分 2 件について御報告を申し上げます。

まず、人事課の職員が東京都内の性的サービスを提供していた店舗内におきまして、女性が 18 歳に満たないことを知りながら性交類似行為を受けたとして、本年 1 月 8 日に裁判所から児童買春・児童ポルノ禁止法違反で罰金 30 万円の略式命令を受けました。この職員につきましては、2 月 1 日付けで停職 3 カ月間の懲戒処分としたところです。また、この職員を管理監督する立場にありました職員 1 名に対して同日付けで文書注意の措置を行いました。

次に、土木部の職員が正当な理由を示すことなく、延べ 14 日余りを欠勤いたしました。この職員につきましても、2 月 1 日付けで減給 10 分の 1、6 月間の懲戒処分としたところです。

このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうこととなったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

職員の不祥事が相次いでいることを受けまして、処分後に通常行っております公務員倫理の確立と綱紀の粛正の通知に加えまして、県職員採用の際に読み上げます宣誓書を改めて通知したほか、服務規律の確保について全庁に通知したところです。いま一度職員一人一人が一連の不祥事を県政全体の信頼にかかわる重大な問題として受けとめ、率先して法

令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにし、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するように努めてまいります。また、職員を管理監督する立場にある職員は日ごろから職員との意思疎通を積極的にとり、職員の状況等を十分に把握した上で適切な指導を行っていくよう努めてまいります。

事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として、人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、総括の説明をさせていただきます。

初めに、平成 28 年度当初予算の概要につきましての御説明です。お手元の資料、総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の 1 ページ、平成 28 年度当初予算編成の概要をお願いいたします。

平成 28 年度の当初予算編成に当たりましては、本会議で知事からお答えしたとおり、これまでの取り組みの上に立って県勢浮揚に向けた好循環をつくり出していきたいという思いから、産業振興計画を初めとする各施策を大幅にバージョンアップして歳出予算に盛り込みながら、財政の健全化も確保していくことを基本的な考え方としております。

まず、下の（２）歳出の表の一番下の総計（１）＋（２）の欄をごらんいただきたいと思っております。平成 28 年度の一般会計当初予算につきましては、総額 4,625 億円余りを計上させていただいております。平成 27 年度当初予算と比較して、40 億円余り、0.9%の増で、8 年連続で前年度を上回る予算となったところです。

歳出の内訳ですが、（１）経常的経費は 3,588 億円余りと、約 51 億円の増となっております。主な増減といたしまして、人件費につきましては、職員の新陳代謝等により、11 億円余りの減。４つ目のその他につきましては、地方消費税市町村交付金や政策的経費の増などにより、52 億円余りの増となっております。

（２）投資的経費につきましては、1,036 億円余りと、約 10 億円の減となっております。このうち普通建設事業費は、国直轄事業の減などにより、補助事業費が約 30 億円の減となる一方で、単独事業費は県立大学永国寺キャンパスや坂本龍馬記念館の整備などによりまして 30 億円余りの増となり、普通建設事業費全体では、前年とほぼ同額の約 1,000 億円となっております。また、災害復旧事業費は、一昨年台風災害に伴う事業費の減により 10 億円余りの減となっております。

このような歳出予算を編成し、後ほど御説明いたします歳入を見積もりました結果、資料の中ほどにあります、財源不足額（ウ＋オ＋カ：再掲）と書いてあるところです。財源不足額は約 138 億円。前年度と比べまして約 11 億円の増と、若干悪化したものです。これにつきましては後ほど申し上げますが、県債の発行ではなく、基金の取り崩しで対応しております。

上段の表（１）歳入をごらんください。（１）の一般財源につきましては、3,121 億円余

りと、前年度比で約 23 億円、0.8%の増となっております。主な増減ですが、景気回復などに伴いまして、1つ目の県税が 46 億円余り、2つ目の地方消費税清算金が 13 億円余り、それぞれ増加する一方で、それらの伸びなどが反映された形で、地方交付税等は 33 億円の減となっております。

(2) 特定財源につきましては、1,503 億円余りと、前年度比で約 17 億円の増となっております。主な増減としましては、2つ目になりますけれども、普通建設事業費や災害復旧事業費の減に伴い、県債が 10 億円余り減少する一方、その上ですが、地方創生推進交付金の増などに伴いまして、国庫支出金は 14 億円余りの増となっております。先ほど御説明しました財源不足額が約 11 億円拡大したことに対応するため、4つ目にあります減債基金（ルール外分）カの取り崩しを 11 億円ふやしたところです。

2 ページをお願いいたします。このような予算編成の結果によります財政調整的基金残高と県債残高の状況です。上段が財政調整的基金の残高、下段が県債残高の見込みのグラフです。138 億円の財源不足への対応に当たりましては、2月補正予算におきまして、本年度予算の効率的な執行などにより生じました財源を活用して、本年度中の財政調整的基金の取り崩しを 104 億円余り取りやめた上で、当初予算において平成 28 年度中の基金の取り崩しを前年度よりもやや多い 108 億円とするとともに、退職手当債の発行を前年度と同額の 30 億円に抑制し、後年度負担による軽減を図ったところです。この結果、来年度末には、下のグラフですけれども、県債残高は、一番右側でございます 4,956 億円と、本年度末と同水準を維持しますとともに、財政調整的基金の残高は、上段のグラフのとおりでございますが、昨年 9 月時点の推計よりも約 65 億円多い 220 億円程度を確保できる見込みとなっております。

以上が、平成 28 年度の一般会計当初予算の概要です。

続きまして、2月補正予算の概要につきまして御説明いたします。資料 3 ページの平成 27 年度 2 月補正予算編成の概要をお願いいたします。

まず、一番下の(2)の歳出の表のうち一番下の行、総計(1)+(2)の補正額(B)の列をごらんをいただければと思います。今回の補正予算は、欄外に記載しております、国の経済対策補正予算の積極的な活用による地方創生の取り組みの推進や南海トラフ地震対策等の防災減災対策の加速化などによります増額分が約 73 億円ございまして、一方、公共事業の国の内示減や補助先の予定変更に伴う事業費の減など、例年この時期に行っております減額分が約 196 億円ございます。これを合わせました結果、総額で約 122 億円の減額補正となっております。

また、今回の補正予算では、将来に備えまして、財政調整的基金の残高を一定確保する観点から、上段の表の(1)歳入の(1)の一般財源のうち、下から2つ目の財調基金取崩を 27 億円減額補正しております。

また、(2) 特定財源のうち、下から2つ目、減債基金（ルール外分）の全額に当たり
ます77億円を減額補正しております。

予算の効率的な執行などによりまして生じた財源を活用することにより、合わせて104
億円余りの基金の取り崩しを取りやめたところです。

以上が、2月補正予算の概要です。

続きまして、4ページの資料をお願いいたします。「消費税率引上げ分の地方消費税収
入の使途（平成28年度）」をお願いいたします。平成26年4月の地方消費税率の引上げに
伴いまして、引上げ分の地方消費税収について、本県としてどういう事業に活用するのか、
平成28年度分の使途についての御説明です。

まず、「1. 消費税率及び地方消費税率の引上げについて」をごらんいただければと思
います。平成26年4月から消費税率、国・地方合わせまして5%から8%に引き上げられ
ました。このことに伴いまして、真ん中にあります地方消費税率につきましても、1%か
ら1.7%へと0.7%引き上げられております。平成29年4月からはさらに0.5%引き上げ
て2.2%となることになっておりますけれども、この引上げ分の地方消費税収につきまし
ては、消費税率引上げの趣旨を踏まえまして、地方税法上、次の丸のぼつの2つ目にござ
いますけれども、「社会保障4経費」その他社会保障施策に充当するとされているところ
です。

次に、資料の中ほどですが、「2. 高知県における消費税率引上げ分の地方消費税収
入の使途」をごらんください。平成28年度当初予算におきます、本県の社会保障施策に要
する経費は総額で約594億円。地方消費税収を充てるべき一般財源に相当する額が約530
億円となります。一方で、社会保障施策に要する経費に充当すべき引上げ分の地方消費税
収につきましては、地方税法の規定によりまして機械的に算出いたしますと、56.9億円
となっているところです。この56.9億円の使途ですけれども、本年度と同様に、その全額
を社会保障施策に充当してまいります。

具体的には、枠囲みの中の丸の2つ目にございますけれども、消費税率引上げに伴いま
して、制度的に拡充されました「社会保障の充実」分に優先充当した上で、残額の全額を
「その他の社会保障施策」に要する経費に充当することとしたいと思えます。

具体的な施策につきましては、その下に記載しておりますように、まず左側、社会保
障の充実といたしまして、子ども・子育て支援、あるいは医療・介護の充実のための経費と
して40.5億円。また、右側ですが、その他の社会保障施策といたしまして、自然増の大き
い国民健康保険事業や障害者自立支援給付事業などに要する経費に16.4億円を充当した
いと考えております。

以上が、平成28年度におけます消費税率引上げ分の地方消費税の使途です。

続きまして、組織改正の概要について御説明申し上げます。5ページをお願いいたしま

す。平成 28 年度の主な組織改正等の概要です。

基本的な考えといたしまして、平成 28 年度は、予算編成と同様、県勢の浮揚の実現に向けて実効性の高い施策をスピード感を持って展開するための体制づくりを推進することといたしました。

主なポイントですが、まず 1 番、経済の活性化に関しましては、①でございます、地域産業クラスター形成に向けた体制強化といたしまして、地産地消・外商課においては、地域地域に第 1 次産業等を核とした地域産業クラスターを各部局が連携して生み出していこうということで、食品加工推進室を廃止いたしまして、関係部局が連携するための専任の企画監を配置いたします。また、地域観光課におきましては、歴史を中心とした観光クラスターの形成のため、専任の企画監を新たに配置し、産地・流通支援課内の次世代園芸推進室におきましては、園芸農業を核とした農業クラスター形成のため、体制を強化いたします。

次に、②起業・新事業展開の推進に向けた体制強化です。計画推進課内に新たな組織として起業推進室を設置し、地域地域に持続的な発展をもたらす起業や新事業展開を部局横断的に推進いたします。また、2 つ目のぼつですが、産学官民連携センターにおいては、土佐 M B A への起業に特化した講座の新設、ビジネスプランコンテストの開催など、起業化のプロセスを強化するため、アドバイザーの増員を含めて体制を強化いたします。

次に、③歴史観光博覧会に向けた体制強化といたしまして、大政奉還 150 年、明治維新 150 年に向けた博覧会の準備や、歴史を中心とした観光クラスター形成のため、専任の企画監を配置するなど、観光振興部の体制を大幅に強化いたします。

また、国際観光推進のための体制強化といたしまして、外国人観光客の誘客・受入対策を総合的に推進したいということで、現在、観光政策課で実施しております、外国人観光客向けの旅行商品づくりや海外向けプロモーションの業務を、海外観光客の受入環境の整備を実施しておりますおもてなし課に一元化いたします。

次に、⑤でございます。木材産業課と木材利用推進課を統合し、木材産業振興課を設置することとしております。このことによりまして、高次加工施設の整備、低層非住宅建築物の木造化の推進、官民協働での外商の強化など、加工、流通、販売対策を総合的に推進いたします。

次に、右側の 2 番です。日本一の健康長寿県づくりに関しまして、①厳しい環境にある子供たちを支援するための体制の強化といたしまして、妊娠期から乳幼児期までの継続的な母子への支援を行います市町村の子育て世代包括支援センターの設置の支援と児童福祉との連携の強化を図りますため、市に専門の職員、保健師ですが、派遣いたします。また、虐待通告への迅速・的確な対応や、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動を中心といたします地域での見守り体制の整備を支援するため、中央児童相談所の体制を大幅に強化

いたします。

次に②です。少子化対策の体制強化ですが、少子化対策を官民協働による県民運動として抜本強化を図った上で、ライフステージの各段階に応じた取り組みを効果的に推進するために、少子対策課の体制を強化いたします。

また、③ですが、県民生活・男女共同参画課内に、女性の活躍推進室を設置いたしまして、子育てしながら働く女性を社会全体で支援する仕組みを整えて、女性の活躍を強力的に推進いたします。

こうした組織改正によりまして、記載はしておりませんが、来年度の知事部局の所属数は、課が1つ減りまして89の課。出先機関は64機関で現在と変更ないということでございます。また、職員数につきましては、県政運営指針に沿いまして、知事部局3,300人体制を維持する見込みです。

6ページ目は、先ほど御説明いたしました組織改正を図で示したものです。

あわせて、7ページ目につきましては、4月からの知事部局の組織機構の一覧を掲載しております。黒字で白抜きの部分が今回組織の再編があった所属となっております。

組織改正については以上です。

続きまして、総務部に関係する予算につきまして、総括して御説明をいたします。

まず、平成28年度当初予算です。ドッチファイルの中に閉じられておりますが、右上②議案説明書（当初予算）の8ページをお願いいたします。2番の資料は、平成28年度当初予算の説明ですけれども、総務部予算総括表がございます。一般会計の総務部予算総括表です。平成28年度の列の一番下の合計ですが、総額で1,201億2,270万4,000円をお願いしております。

このほかに3つの特別会計がございます。743ページをお願いいたします。収入証紙等管理特別会計で、このうち税務課所管分といたしまして10億2,596万1,000円を計上しております。

760ページをお願いいたします。県債管理特別会計で1,079億8,047万3,000円をお願いしております。

763ページですけれども、土地取得事業特別会計で管財課所管分として299万7,000円をお願いしております。

それぞれ詳細は、担当課長に説明をさせます。

また、平成27年度の補正予算ですけれども、右上④とあります議案説明書の5ページをお願いいたします。平成27年度の2月補正予算の議案説明書となっております。この5ページが総務部の補正予算総括表、一般会計分にして、一番下、計のところをごらんをいただきますと、補正額、合計で19億646万4,000円の減額をお願いしております。このうち、時間外勤務手当を除きました人件費につきましては各課共通となりますので、ここで

私から一括して御説明を申し上げます。人件費補正の主な理由ですけれども、今議会の開会日に可決をいただきました職員の給与条例の改正を反映させて計上させていただくもの、及び、人員の増減あるいは職員の新陳代謝、年金制度の変更に伴う共済費負担率の変更等によるものです。この結果、資料には記載しておりませんが、時間外勤務手当以外の人件費が、総務部では総額1億1,700万円余りの減額となっております。

このほか、特別会計ですけれども401ページです。収入証紙等管理特別会計補正ですが、1億4,534万2,000円の増額。また、413ページ、県債管理特別会計では7億9,005万2,000円の増額をそれぞれお願いをしております。

それぞれの詳細は、担当課長に説明をさせます。

以上が、総務部が所管する予算の概要です。

次に、総務部関連の条例その他議案です。

右上⑤、高知県議会定例会議案（条例その他）をお願いいたします。⑤の資料の表紙の後の目録です。この目録の中で、総務部からは42号、43号、48号から55号、57号の11件の条例議案と、次のページになりますが、80号から85号、89号の7件、その他の議案を提出させていただいております。なお、初めのページにありました第50号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、2月13日に御可決をいただいております。それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

次に、報告事項です。お手元の資料の、総務部という青いインデックス、表紙に報告事項と記載のある資料です。今回御報告をいたしますのは、人事課から、先ほど冒頭でも御説明いたしました職員の懲戒処分について。管財課から、本庁舎免震工事交換工事についてと、本庁舎及び議会棟における警備体制についてです。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

最後に、主な審議会等の開催状況について御説明いたします。審議会等という赤色のインデックスが張っております資料をごらんください。表題に「平成27年度 主な審議会等の状況」と記載されている資料です。

まず、はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プランフォローアップ委員会です。12月議会で御説明いたしましたとおり、東西軸エリア活性化プランにつきましては、来年度から高知市中心市街地活性化基本計画に引き継がれることとなっております。このため、東西軸エリア活性化プランが今年度末で終了することになりますので、2月17日にこの委員会を開催いたしまして、プランの総括を行いました。委員の皆様からは、これまでの取り組みに評価をいただいた一方、エリアの東側へのさらなる対策が必要といった御意見をいただきました。今後、県といたしましては、高知市中心市街地活性化基本計画のPDCAサイクルに当事者としてかかわっていくことによりまして、引き続き、東西

軸エリアを含みます中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

次に、高知県公益認定等審議会です。2月23日に開催いたしまして、公益社団法人高知県自治研究センターの変更認定申請についての答申が決定されております。

私からは以上です。

◎池脇委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈秘書課〉

◎池脇委員長 それでは、秘書課の説明を求めます。

◎沖本秘書課長 平成28年度の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料②の当初予算の説明書の9ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度の秘書課の歳入予算額は、総額で143万5,000円を計上しておりまして、対前年度比1,608万2,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、南海トラフ地震対策の一環として行いました、知事公邸の外壁ブロック塀の耐震改修工事の完了に伴いまして、高知県県有建築物南海トラフ地震対策基金からの繰入金1,613万4,000円の減です。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算額ですが、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額で1億4,748万1,000円を計上いたしております。対前年度比92.8%、1,141万1,000円の減額となっております。

内訳ですが、まず、特別職給与費が4,059万9,000円となっております。これは知事、副知事の給与費です。

次に、人件費の7,706万4,000円は秘書課職員10名分の給与費です。

次に秘書費ですが、2,981万8,000円でございますけれども、まず、一番右の説明欄にございますけれども、その他、警備委託料といたしまして94万4,000円を計上しております。これは知事公邸の機械警備に要する経費です。

最後に、事務費としまして2,887万4,000円を計上しております。内訳は、秘書課2名の非常勤職員の人件費や、秘書業務を遂行する上で必要な事務経費や旅費等として、対前年度比677万7,000円の増となっております。増額となりました主な理由といたしましては、来年度に知事車の更新を行いたいと考えておりまして、車両購入費として577万2,000円を計上しておるところです。現在の知事車ですけれども、尾崎知事就任後に購入をいたしまして、来年度で9年目になります。知事は、対話と実行行脚ですとか、いろんな行事等もございまして、県内各地をくまなく回っております。御案内いただきました県内各地で開催される行事等にも積極的に可能な限り参加をしております。常に精力的に活動しておる状況です。3期目になりましても、知事の地域の実情を知りたいという思いはますます高まっております。これまで以上に活動されることが予想されております。そうした中、現時点で走行距離が10万キロを超えておりまして、最近では、ごくまれではござい

ますが、エンジン等の故障も見られ、現有車では知事の公務に支障が生じかねないこともございますし、もしエンジントラブル等で移動できなくなりますと、せっかく御案内いただきました皆様に行事に出席できないということで御迷惑をおかけすることにもなります。なお、現在の知事車につきましては、今、副知事の車がございませんので、副知事車と、あと当面は対話と実行行脚等で大人数で移動する場合の職員の共用の公用車として活用したいと考えております。残り 100 万円余りの増額につきましては、国への政策提言、各方面へのこのようなシンポジウム、パネルディスカッション等、非常に知事が積極的に対応しておりますので、旅費の捻出に正直大変苦勞していることを踏まえまして、一定の経費の見直しを行った上で、近年の実績を踏まえた旅費を計上させていただいておるところです。以上が、事務費が増額となった原因です。

また、この予算以外に、知事、副知事の交際費といたしまして、財政課所管の財政費の中に前年度と同額の 171 万円を計上しております。

説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎三石委員 知事車ですが、どういう形の車を予定していますか。

◎沖本秘書課長 知事からもグレードアップするのではなくて、現有のエスティマクラスの予定で見積もりをとっておりますけれども、車種の指定ができないものですから、その範囲の中で入札されたところで一番安い金額の車になると思います。

◎三石委員 今使ってる車は、副知事が主として使ったり、大人数で移動するときに使うと言われたけど、今みたいな感じの車を予定してるわけですか。

◎沖本秘書課長 現有車はエスティマですけども、エスティマクラスでの見積もりをとっております。

◎三石委員 廃車にしなかったら、今まで使っていた車の維持費が今度は要りますよね。そのあたりの予算も入ってるんですか。

◎沖本秘書課長 その車につきましては、先ほど申し上げた、管財課所管にしまして、管財課と調整をしながら、副知事優先で使わせていただくにせよ、一般の職員が、例えば会計検査でたくさん行くとかいうときに使えるようにしますので、そちらの経費は管財課の全体の車両の中で対応することになると思います。

◎中根委員 事務費の中の 2 人の非常勤の方の処遇ですけども、どんな契約で働いていらっしゃるんですか。

◎沖本秘書課長 週に 29 時間ということにして、その中で早番、遅番に分かれていただきまして、来客が早いときには早番の方、あと時間差で、特に昼間の時間に来客等が多いものですから、そういう対応をしていただいております。

◎中根委員 窓口で対応される方かなと思うんですが、非常勤ではなくて、しっかりとし

た働き方がよりいいんじゃないかとずっと思ってるんですけども、非常勤ではなく正規雇用で、知事部局の方たちも1人でも多くきちんとした働き方をさせていただくという考え方は今のところないですか。

◎**沖本秘書課長** 全くないわけではございませんけれども、採用のときには、秘書検定をお持ちの方を優遇させていただきますという条件をつけた上でハローワークに出しておりますけれども、今の職員も秘書検定2級を持った方もいらっしゃるしまして、やはり、そういう資格をお持ちだと即戦力で対応していただけます。当然、職員の中にも秘書検定を持っている方もいらっしゃいますけれども、今の時点では、日によってちょっと違いますけれども、業務量からすれば、8時間フルに2人がいることはないと感じます。

◎**中根委員** この予算にどうこうというわけではないですけども、せっかくそういう資格もお持ちの方がきちんとした対応のもとで働かれる、非常勤ではなく、正職員という方向をやっぱり探るべきだなと思って質問させていただきました。今後、御検討ください。

◎**沖本秘書課長** そういった御指摘も踏まえまして、今後検討させていただきたいと思えます。

◎**池脇委員長** 知事あるいは副知事の専用車についてですが、どういう安全性を整備されてますか。

◎**沖本秘書課長** 今の車は8年前の車でして、例えば、当然エアバッグとかはついておりますけれども、最新の衝突回避をするための自動ブレーキなんかはついておりません。今回購入します車につきましては、衝突回避のための自動ブレーキ等と安全装備がきちんとついた車両を購入したいと考えております。

◎**池脇委員長** ドライブレコーダー等の整備はできてますか。

◎**沖本秘書課長** 今の見積もり上ではドライブレコーダーはつけておりませんが、最近、保険会社の人から、ドライブレコーダーをつけることでいろんなケースで非常に有効だというお話も聞いておりますので、もし予算の中で対応できるのであれば、つけるかどうか検討してみたいと思えます。

◎**池脇委員長** ぜひ、バスの事故等で、国のほうでもバス会社にドライブレコーダーの据えつけも決めるという方向性もありますので、知事、副知事、我々にとりましたら大変大事な人ですから、交通事故等で万一のことがあったらいけませんし、仮にあった場合に、その事故の原因等を究明する場合にも、そうしたものは必要ですから、しっかり配備をするということで検討していただきたいと思えます。

◎**沖本秘書課長** 委員長の御指摘はごもっともで、今回本当に、特に私ども秘書課には専用の運転手がいるわけではございません。職員が交代で運転をしております。当然、個人によって運転の技量にも差がございますし、打ち合わせ等が長引いて現地に急行しなげないようなケースもございますので、今まで幸いにも事故等はございませんけれども、

知事と職員の安全の確保も最優先に、今御指摘いただいたドライブレコーダー等の対応についても考えさせていただきたいと思います。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎池脇委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎竹崎政策企画課長 当課からは、平成 28 年度の当初予算案と、平成 27 年度の補正予算案について御説明をさせていただきます。

まず、平成 28 年度当初予算ですが、右肩②、高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の 12 ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、9 款、国庫支出金の 1 目、総務費補助金の右端の説明欄、国宝重要文化財等保存整備費補助金の 292 万円につきましては、文化庁の補助事業に係る国庫補助金を計上しております。教育委員会文化財課に配当替えをして執行するものです。詳細につきましては、後ほど歳出の中で御説明をさせていただきます。

その下の 14 款、諸収入の 5 目、総務部収入 78 万 7,000 円につきましては、東京事務所の職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費などを計上しております。

次に、歳出ですが、13 ページをお願いいたします。一番上の列ですけれども、当課の平成 28 年度当初予算の総額は 3 億 8,791 万 1,000 円。本年度の当初予算額と比較いたしまして、2,094 万 8,000 円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、四国八十八カ所霊場の札所寺院調査等委託料の減や、東京事務所の人件費の減などによるものです。

主な予算につきまして、右端の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。まず、1 番の人件費ですが、当課職員の給与費としまして 13 名分、9,400 万円余りを計上しております。

次に、2 の政策企画総務費ですが、庁議及び政策調整会議の運営であったり、政策提言活動など、県行政の全般調整に係る経費を計上させていただいております。そのうち、テレビ会議システム保守委託料につきましては、県外事務所が庁議等に参加するためのテレビ会議システムの年間保守委託を行うものです。

次の地方行財政調査会負担金は、地方公共団体を会員とします一般社団法人、地方行財政調査会の会費として、同調査会から提供されます資料等を庁内で共有し、行政資料として活用をしております。

次に、3 の連携推進費ですが、四国八十八カ所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みや、全国知事会、四国知事会などの活動経費、また四国 4 県の連携を推進するための経費を計上させていただいております。

このうち、札所寺院調査委託料につきましては、四国八十八カ所霊場と遍路道の世界遺

産登録に向けた取り組みを四国4県で進める中で、県内の札所寺院、具体的には清瀧寺につきまして、文化財としての史跡指定を受けるために必要となる文化財調査を本年度に引き続きまして行うための経費です。歳入で御説明させていただきました文化庁の補助事業を活用して、教育委員会文化財課に配当替えを行い執行することとしております。平成28年度の世界遺産暫定一覧表への記載を目指しまして、課題の一つでございます保護措置の充実に向けまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

次の四国知事会分担金と全国知事会分担金につきましては、それぞれの活動、運営に要する経費に対する分担金として、本年度と同額を予算計上させていただいております。

次の四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携し、一体として取り組むことによりまして、四国の総合力の向上や効率的な対応が期待できる事業に対して、4県が均等に負担するものです。

次の14ページをお願いいたします。日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金につきましては、本県を初めとします12県知事で構成される知事同盟への負担金です。当知事同盟は、平成25年度に子育て同盟として発足し、本年度、より幅広い活動を行うために、名称を日本創生のための将来世代応援知事同盟と改めたものでして、本年度までは地域福祉部少子対策課において予算計上してございましたけれども、活動の幅が広がりましたことから、当課で予算計上させていただくものです。

次に、4こうちふるさと寄附金事業費ですが、こうちふるさと寄附金制度の広報経費や、寄附をいただいた方へお送りする記念品に係る費用などを計上させていただいております。

このうち、記念品配送等委託料は、記念品の発注や発送業務などを県内の事業者へ委託をするものでして、魅力的な県産品を記念品として取りそろえ、寄附者の拡大につなげてまいりたいと考えております。予算額といたしましては、寄附件数の増加などを見込んでおりますことから、対本年度予算で340万円余りの増額となっております。なお、この記念品配送等委託料につきましては、本年度から始めたものですが、来年度の5月までに寄附を受け付けた方につきましては、記念品の発注であったり発送につきましては、現在、委託契約を結んでおります株式会社まこと、てんこすと随意契約を行い、その後、6月から年度をまたいで平成29年の5月までに寄附を受け付けた方への対応につきましては、プロポーザル方式によって委託業者を決めていきたいと考えております。そのため、この6月からの委託業者につきましては、平成28年度の現年予算と合わせまして、16ページの債務負担ですけれども、平成29年度にまたがる部分の債務負担行為をお願いをさせていただいております。

14ページにお戻りいただけますでしょうか。上から5つ目の寄附情報管理システム開発委託料ですけれども、これはふるさと寄附金の寄附情報を管理するシステムの開発を委託するものです。現在、こうちふるさと寄附金につきましては、寄附をいただいた方に対し

まして、表計算ソフトを用いまして、お礼状であったり確定申告用の受領証明書などを発行しているところですが、平成 20 年度の制度開始以来、本県におきましても寄附件数を順調に伸ばしてまいりました。特に本年度につきましては、控除額の拡大など、制度改正が行われましたことから、昨年度の 649 件から 2 月末の見込みで既に 1,161 件と大幅に伸ばしております。そのため、手作業での事務処理がだんだん困難になりつつありますことから、これらの作業をシステム化して、事務処理の効率化を図ろうとするものです。

次に、5 の東京事務所管理運営費ですが、東京事務所職員 18 名分の人件費のほか、12 月補正予算で債務負担をお認めいただきました事務所の賃借料、また職員宿舍の借り上げ料など、東京事務所の管理運営に要する経費を計上させていただいております。

次の、6 の東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する経費や、企業誘致、観光客誘致などに係ります活動経費を計上させていただいております。

当初予算の説明は以上です。

続きまして、平成 27 年度の 2 月補正予算の御説明をさせていただきます。右肩④、高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 7 ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、9 款、国庫支出金の 1 目、総務費補助金の右端の説明欄、国宝重要文化財等保存整備費補助金の 204 万 5,000 円の減額につきましては、文化庁の補助事業に係る国庫補助金の減額をしようとするものです。詳細につきましては、歳出の中で御説明をさせていただきます。

次に、11 款の寄附金、本年度のこうちふるさと寄附金の収入見込み額を計上させていただいております。こうちふるさと寄附金の 2 月末の見込みは、先ほど件数は申し上げましたけれども、1,161 件、3,300 万円余りです。年度末までに大口の寄附もあり得ますことから、過去の実例も参考として、歳入予算といたしましては 3,800 万円を計上させていただいております。あわせまして、こうちふるさと寄附金基金の運用益を中ほどの 10 款、財産収入に 8 万 1,000 円計上させていただいております。

次に 8 ページをお願いいたします。歳出です。右側の説明欄ですけれども、2 の連携推進費のうち、札所寺院調査等委託料につきましては、史跡指定を受けるため、教育委員会文化財課に配当替えをし、高知市の竹林寺と土佐市の清瀧寺の測量調査を行っているところですが、文化庁の調査官もオブザーバーとして参加をいただいております。札所詳細調査検討委員会におきまして、測量調査の対象面積を精査した結果、当初の想定よりも絞り込みが図られたといったことから、不用額を減額するものです。この事業は国庫補助金が充当されておりますので、歳入におきましても同様の減額をさせていただいております。

次に、3 の東京事務所管理運営費のうち、市町村派遣職員費負担金につきましては、香南市との職員交流協定に基づきまして、現在、東京事務所に香南市職員を配置していただ

いております。その給与相当額を負担金として香南市に支出するものです。

最後に4番、こうちふるさと寄附金基金積立金につきましては、先ほど歳入で御説明しましたこうちふるさと寄附金とその運用益を基金に積み立てるものです。

以上で、政策企画課の説明を終わります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎梶原委員 四国遍路の取り組みです。四国4県で平成28年度連携してこういうことをすると。あわせて、特に香川県、愛媛県のほうでいろんな取り組みをされるのもお聞きしていただけますけど、現時点で各県が独自でされる取り組み。わかる範囲でお聞かせいただけますか。

◎竹崎政策企画課長 基本的には四国4県でやっておりまして、それぞれ、行政サイドにおきましては、札所であったりお寺の史跡指定に向けて取り組んでおるところです。一方、ガリシア州との交流も行っておりまして、例えば先般、香川県におきましてシンポジウム。ただこれ4県連携ということで、たまたま香川県高松市で開催させていただいたということです。それ以外にも、例えば愛媛県においても、たしかスペイン、ガリシア州だったと思いますけれども、姉妹協定か何かそういう協定を県として結んでおられるということで、個別の取り組みをやっておる、ここはちょっとうろ覚えですけども、そんな状況です。

◎梶原委員 それぞれの四国4県が、例えばこれを観光の資源として重みを置くのか、文化に重みを置くのかという意味で、例えば高知県でいえば観光振興部のようなところが所管している県があるのか、文化生活部のようなところが所管している県があるのか。高知県みたいに、四国4県連携という意味で政策企画課のようなところが所管してるのか。その辺おわかりですか。

◎竹崎政策企画課長 他県の、例えば4県連携、世界遺産を対応している課で申しますと、まず香川県は文化振興課になります。これは知事部局です。徳島県は総合政策課になります。愛媛県は地域振興課というところで対応しております。

◎梶原委員 今後より取り組みが進んでいくのであれば、4県連携で政策企画課でやる分と別建てで、このことについては所管替えして、政策企画課なんか大変多忙で忙しいので、そういった可能性も考えてみてはどうなのかという思いがしますが、その点について部長はどういう御所見ですか。

◎梶総務部長 4県の取り組みということで、世界遺産に向けた仕事は、今、総務部で総合的に担当させていただいて、一方で、寺院の調査などの具体の事業について文化財課に配当替えを行うという役割分担でやっています。一方で、国土交通省が外国人観光客に向けて国内のルートを決つか設定しています。その一つに四国周遊というのが入ってまして、それは例えば四国遍路を念頭に置いて、四国4県を一つの周遊ルートとして国としてPRしていこう。そのための事業は観光振興部でやっています。余り世界遺産だから総務部、観光だから観光部というふうにやってるわけではないんですけども、今、役割分担をして連携

してやっけていて、総務部が世界遺産を担当してることデメリットが生じているかという
と、今のところそれは余り感じていないので、カウンターパートとの信頼関係もあるので、
暫定リストの掲載までは、今のカウンターパートと同じ顔合わせでいったほうがいいのか
なと思っけてます。

◎梶原委員 これまで4県で連携して取り組まれてきた経緯なんかもあるので、そうい
ったことに対するメリットというか、いきなり配置替えてこうなりますと他県に言うより
かは、今おっしゃられたようなことがあるのかなと感じもしますが、今後、長期的に見た
場合に、いろんな可能性もぜひ探っけていただきたい。それを所管して自分の部がこれ
を持っけてくださいとはなかなか言えないと思っけてるので、庁議、政策調整会議等々でそう
いう意見もあるということは、ぜひ紹介もしていただきたいと思っけています。

もう1点。これも部長になんですが、政策企画課も以前は政策企画部であったわけ
です、県のこのたびの組織改正で木材産業振興課ができる。今の知事になって産業振興部も
できて、農業振興部、水産振興部となっけて、部の名前にも振興がついてる。各課を見
てみると、新産業推進課。今回は木材産業振興課。そこが何か、ちょっと語弊があるかもわ
からんですけど、とりあえず振興課、新たにあれをつけたらいいのかという、特に一般県
民が振興と推進の違いが、県はどういう意図を持っけて課の名称を決めてるのかを考
えたら、振興というのは、まさに特定の学術とか産業を盛んにすること。推進は、物
事を前に向かっけて推し進める、目的に向かっけて図ること。部のほうは幅広い分
野を振興をしていく。そのための個々の政策課題を所管する。課のほうは、物事を
振興するために、それぞれの所管を推進していく。部は振興部、課は推進課に
したほうが、区別もつけやすいし、わかりやすいし、課は、今回もできた
振興課があっけて推進課があっけて、名称は何で変えてるの
というところに対する理由なんかもなぜだろうと考えまっけて、この件に
関してどういっけて御所見があるか。

◎梶総務部長 産業を捉えて使っけている場合は振興を使っけています。今回、起
業推進室の創設を説明さっけていただきましたが、起業といっけば、産業といっける
よりは事柄を盛り上げようといっけるときは推進を使うようにしてまっけて。ただ、
それで全部説明し切れるかといっけると、必ずしもそうでないのもあるかも
しれません。委員御指摘のように、部と課で使い分けをするといっける発想は
今まで実はなかつたところですので、課の名称、部の名称は、県民の皆
様が抱く感覚も変わっけてくる、大いに関係してくると思っけてるので、今
いただいた御指摘も踏まえて、今後の組織改正では検討したいと思っけて
けれども、考え方としては、業は振興、事柄は推進。そうなっけてるか
どうかといっけるのは、そうなんですかといっけるところがあるか
と思っけています。

◎梶原委員 何となく言われたいことも自分らの思いも大体同じかと理解は
しまっけて、業が、さっき言っけた起業とかもそうですけど、新産業といっける
新たな産業つくりまっけて

いうところとは、推進というのも何となく理解もできるんですけど、地域農業推進課。文字が人間の産業なのか仕事なのか特定の事柄なのかということもありますけど、たまたま今回の木材産業課と木材利用推進課を統合して産業振興課になる。木材産業を活性化するためには利用推進ももちろん入って、これなんかは逆に木材産業推進課でいいんじゃないのかとすごく感じるころなので、今後の名称をいろいろ検討するときには、どちらかといえば、やっぱり県民に対してわかりやすいほうがいいと思うので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

◎上田（周）委員 日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金 50 万円ですが、説明では 12 県の知事が集まって活動していくという話で、平成 28 年度からこれまでの子育て応援から名称を変えて新たに活動していきますという説明があったんですが、これの事務局は本県ですか。

◎竹崎政策企画課長 事務局は各県の持ち回りと聞いております。

◎上田（周）委員 日本創生ということで結構大きな話になってますが、平成 28 年度から政策企画課でやっていくという中で、こういうことを訴えていくという明確な目標は、どんな分野で。というのが、いろんな活動がありますが、やっぱりぴしっと目標を立てて。これは 600 万円でやっていくんですから、そこらあたりをお聞かせください。

◎竹崎政策企画課長 日本創生のための将来世代応援知事同盟につきましては、本年度から名称変更しております。それまでは子育て同盟という形で、どちらかという子育ての部分に着目をしていたと。本年度は途中からの部門ですけれども、人口減少社会にも立ち向かっていくということで、例えば移住促進であったり、非常に幅広く活動は広げております。具体的な活動としましては、知事同士によるサミットを開催したり、全国知事会と歩調も合わせながら政策提言を行っておるという状況で、本年度から地方創生ということで幅広くなったということで、来年度から当課に予算計上させていただいたということです。

◎上田（周）委員 そういう方向性はわかりましたが、人員の問題です。冒頭、部長から 3,300 人でやっていくという話で、来年、再来年、観光分野で充実さすということで、総枠の中で動くんですから、例えば事務局になったとき、結構重たい分があるんじゃないかと、そういう不安がありましたのでお聞きしました。答弁構いませんけど。

◎池脇委員長 課の名称の件についてですが、部の名称もそうですけれども、非常に長くなって、我々でも毎年わからなくなる。ましてや、どういう業務をしているのかもなかなか掌握し切れない状況があります。名称をつけるときのコンセプトはどういうところに置いているのか。どうも内部はわかるということが軸になってるのかなと。けれども、県民とか外部から見たときには、なかなか覚えづらい名称になってきているのではないかなと思うんですが、そのあたりのコンセプトはきちっと統一をして名称化を図るべきだと思うん

ですが。

◎**梶総務部長** 私どもとしては、実際の名称をつけられる部なり課の実際に担当しておられる職員と相談をして、県民にわかりやすい名前をつけようということで決めております。内部の整理でわかりやすくしているつもりはないです。もし長くなっていることがわかりにくいとすると、正確に課の業務、室の業務、部の業務を示したいと思う私どもの気持ちが裏目に出て、かえってわかりにくくなっているということだろうと思います。今回のように一部の課の統合、あるいは一部の室の新設というときには、変更がない課の名称まで変えるとかえって混乱を招くのでできないかなと思っておりますけれども、こういった組織改正があるときに、なるべく短くシンプルなものにするという観点も含めて考えることが大事ではないかと認識しております。

◎**池脇委員長** ほかにありませんか。

(な し)

◎**池脇委員長** 質疑を終わります。

〈広報広聴課〉

◎**池脇委員長** 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎**武田広報広聴課長** まず、平成 28 年度の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。資料②の議案説明資料（当初予算）の 17 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の御説明をさせていただきます。10 財産収入の 1 財産運用収入、640 万円につきましては、県が保有しています民間放送局 3 局の株式の配当金です。

14 諸収入、8 雑入の 286 万円余りは、主に県の広報紙やホームページの広告掲載料の収入となっています。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。18 ページをごらんいただきたいと思います。右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。まず、1 人件費につきましては、当課 11 名の給与費です。

次の 2 の広報広聴費の 1 つ目、広報紙編集等委託料とその下の広報紙配布委託料につきましては、いずれも県の広報紙「さん SUN 高知」の発行のための経費です。発行部数は 34 万 3,000 部で、県民の皆様によりわかりやすく、より親しんでもらえる広報紙づくりを目指して取り組んでるところです。

まず、上段の広報紙編集等委託料につきましては、さん SUN 高知のデザインレイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間事業者に委託しているものです。ここで関連いたしますので、債務負担行為について御説明をさせていただきます。20 ページをごらんいただきたいと思います。広報紙編集等委託料としまして、さん SUN 高知の平成 29 年 4 月号から平成 32 年 3 月号までの編集業務の一部を委託するための経費について 3 年間の債務負担をお願いするものです。

18 ページにお戻りください。次の広報紙配布委託料は、各家庭への広報紙の配布を市町村に委託する経費です。委託先につきましては、平成 28 年度より南国市がふえまして 29 市町村となる予定です。残り 5 市町につきましては、町村自体が広報紙を毎月発行していないために、県分を委託できないものです。その町村への御家庭に対しましては、事務費の中で新聞への折り込みなどによりまして、各戸への配布を行っている状況です。

次の新聞広告制作委託料につきましては、県の政策やお知らせなどを新聞広告で掲載するに当たり、そのデザインやレイアウトを広告代理店に委託するための経費です。

次の番組制作放送委託料につきましては、県の広報番組を作成、放送を県内の民放放送局に委託するための経費です。テレビでは日曜日の朝に 15 分間、月曜日から木曜日の夕方 5 分間のニュース番組の定時番組を放送するとともに、特別番組を年 7 本、産業振興計画や健康長寿県構想や南海トラフ地震対策などの基本政策を中心に、県民の皆様に関心のある取り組みをわかりやすくお伝えしてまいります。また、ラジオでは週 2 回の対談番組と、日曜日を除きます毎日、お知らせ番組を放送してまいります。

次の県ホームページ運用保守委託料につきましては、県ホームページに関するシステムの運用保守を委託するための経費です。

次のインターネット動画配信事業委託料は、インターネットを活用して、知事の記者会見等の映像や、観光や食といった本県の魅力を情報発信するための動画を作成するための経費です。

次のアルバム作成委託料につきましては、第 28 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会が高知県で開催されることにあわせまして、本県にお越しになられる皇族方のおなりの様子を記録し、献上するアルバムを作成するための経費です。

次の県民世論調査委託料につきましては、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために毎年行っている世論調査の実施経費です。

次の受付案内業務等委託料につきましては、本庁の玄関と県民室での案内業務や代表電話の交換業務などを民間事業者へ委託するものです。なお、委託期間につきましては平成 28 年度から 3 年間ですが、現年分としまして 2,370 万円余りを計上させていただいております。当該委託業務のうち、本庁の玄関、県民室での受付案内業務や代表電話の交換業務につきましては広報広聴課分としまして、公文書管理や書庫の管理は文書情報課分として、2 つの課で計上をさせていただいております。

最後に、事務費といたしまして 4,090 万円余りを計上させていただいておりますが、そのうち主なものを説明させていただきます。最も大きいものとして、広報紙「さん SUN 高知」での印刷費でございまして、約 2,000 万円です。

そのほか事務費としましては、さん SUN 高知の新聞折り込みの手数料や県外向けの送料が約 290 万円。また、新聞広告のための紙面の掲載料、約 1,390 万円などが含まれて

おります。

また、官民協働の県政を進めていくために、県民の皆様から県政への御意見をお寄せいただく知事への手紙や、対話と実行の県政を推進していくため、知事が県内各地に足を運び、より多くの県民の方々と対話を通じて、地域の事情を把握する意見交換など、対話と実行座談会の実施や、各市町村の現場を1日かけて訪問し、県民の皆様と直接対話させていただく対話と実行行脚などの広報広聴活動に要する事務的な経費も含んでおります。県民の皆様からは地域の実情や課題など貴重な意見を頂戴しており、いただいた御意見は庁内で共有し、具体的な政策の検討につなげているところです。

以上、平成28年度の当課の人件費を除く予算は、総額1億8,200万円余り。前年と比較しまして約370万円の減となっています。その要因としましては、新聞広告掲載料の削減、及び、コンテンツ作成委託の内容見直しに伴う費用の削減と、受付案内業務等委託費のうち、次期委託業務の引き継ぎ業務に係る委託料の減などによるものです。また、先ほど説明させていただきましたが、本年10月に四万十町で開催されます第28回「星空の街・あおぞらの街」の全国大会の皇室関係費用も計上させていただいているところです。

続きまして、平成27年度の補正予算について説明をさせていただきます。資料④の議案説明資料（補正予算）の10ページをお開きください。広報広聴費につきましては、105万5,000円の減額をお願いしているところですが、これは平成27年度末をもって3年間の委託期間が満了いたします受付案内業務等につきまして、次期受託者への引き継ぎ業務に必要な経費として予算計上しておりましたが、現在の委託業者が引き続き業務を行っていただけることとなりましたので、未執行となる予算を減額させていただいたものです。補正予算については以上です。

以上で、広報広聴課の説明を終わらせていただきます。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎三石委員 受付案内業務委託料がどういう内容か、もうちょっと詳しく教えてもらえないですか。

◎武田広報広聴課長 まず、本庁の玄関の右側に受付の案内がございます。それから県民室にも受付の案内がございます。そちらで3名、受付業務をお願いしています。そこへは、県庁に訪れた方が、例えば「何々課に行きたい」とか、「こういう用務で来たのですが、どこへ行ったらいいでしょうか」という場合に御案内をさせていただいております。それが玄関と県民室の受付で3名です。それから、プラス電話の交換ということで、県庁の代表電話823-1111へかかってきたときに代表の交換が電話をとります。その交換業務を3名の方でお願いしております。その交換から何課におつなぎいたしますということで、課におつなぎをさせていただいております。それからもう1名、現場責任者ということで、合計7名の委託を行っているところです。

◎三石委員 引き続きやるという報告がありましたが、どういう形で業者を選んでいるんですか。

◎武田広報広聴課長 プロポーザルで選んでおります。プロポーザルで向こうから御提案をいただいてという形になります。それが今まで、具体的に申しますと、日東商事というところがずっととられておりました、来年度からも日東商事が引き続き業務をとられるということで、先ほど減額をお願いしたところは、新たに他社が入ったところに引き継ぐ業務が要るということで予算計上させておいたものを、同社がそのまま引き継ぐということで、その費用は要らなくなったというところですよ。

◎三石委員 そのプロポーザルは、ふだん何社ぐらい参加しますか。

◎武田広報広聴課長 今回は2社参加でした。

◎三石委員 日東商事は、随分長くやられているみたいですが、実績はどういう状況ですか。

◎武田広報広聴課長 平成20年からずっとやられておまして、今回が4期目をお願いすることになりますが、前3期につきましても日東商事にお願いしておる状況です。

◎三石委員 プロポーザルで決めていくわけですが、条件がいいわけですね。いいから連続して選ぶわけですね。それと、県民室にはいろんな方が来られてます。いろいろな苦情というか、ずっと長いことおられたり、いろいろな立場の方がおられて、対応するのに大変じゃないかということで、一遍、県の正職員があそこの場に立って、どういう方が来られて、どういうことを言われたりとか、そのあたりの実態を一遍把握すべきじゃないかということがあったと思うんです。そこらあたりはどんな状況ですか。

◎武田広報広聴課長 確かにいろいろな方々が訪れることは存じ上げております。委託業者とは週に1度、定期的に意見交換をしております、どういう方が来られて、どういう物事があったとか報告はきちんと受けておりますし、それに対してこういう対応をお願いしますということは逐次、情報交換はさせていただいておる状況にあります。

◎三石委員 今年度、主にどういう問題点というか、県民室でのトラブルとか、そういうのはなかったんですか。

◎武田広報広聴課長 具体的に申しますと、ある方が受付業務をしている女性に対していろいろ声をかけてくるとか、罵声ではないですけども、いろんなことを浴びせるとか、そういうことがあったという報告は受けております。先ほどの現場監督者は男性ですけども、その方がおるときにはそういう態度はとらないが、いないときに限ってそういうことをするということでしたので、現場の方に必ずいてください。現場に男性がいなければ、広報広聴課に連絡をください。そのときは広報広聴課の男性職員がおりにいきますという対応をとらせていただいております。

◎三石委員 そういうことがこの1年間、何件ぐらいあったのか。嫌がらせじゃないけれ

ども、そういう男性は何人ぐらいいるんですか。

◎武田広報広聴課長 先ほど言った事例は1人です。それ以外に、さまざまな方がお見えになりますし、あそこは文書情報の施設も一緒にありますので、文書情報に来られた方もおいでます。それから、毎日定期的に新聞等、本を読みに来られる方もおいでます。具体的に何名というのは手元に今ないので、後ほど御説明させていただきたいと思います。

◎三石委員 県民室もたくさんの方に利用させていただいて、結構だと思うし、そうあるべきだと思うんですが、実際の話、その職員も大変です。そこらあたりのことも十分把握をしてやらないと、業者に委託してるからということで任せっきりということはないと思うし、対応されてると言われたから、これ以上のことは言いませんけれども、十分アンテナを張って、使いやすい、それと職員も気持ちよく対応できるような職場づくりに留意、注意をしていただきたいと思います。

◎梶原委員 関連で。平成20年からずっと日東商事がやられてるということですが、これは委託期間の延長とかは特に最近考慮したとか、今後考慮していくとか、現状はないですか。

◎武田広報広聴課長 先ほど平成20年度からと申しましたが、これ期数を分けております。通年でずっとということではございません。まず、第1期につきましては、平成20年から22年。第2期につきましては、平成22年の4月から平成25年の3月。第3期につきましては、平成24年の4月から平成28年の3月。それから、今回お願いしてるのが、平成28年の4月から平成31年ということになっています。プロポーザルを行ったのは第3期目からですから、プロポーザルを行って、よりよいサービスの提供をいただけるところを選ばせていただいています。

◎梶原委員 業務内容で考えたら、もちろん県民への対応をしっかりとしてもらわなければいけない。そのためにもスキルも身につけなければならないですけれども、特殊な専門性が要るというものではないので、今はプロポーザルは2社が参加をされたということですが、本来もっと参加数があってもいいんじゃないのかという思いはしないでもないです。委託のあり方については課が違いますけども、プロポーザルは、多くのところが参加して提案をしてもらって初めて効果がでてくるわけです。それと、平成20年から引き続き、やっていただくのは構わないですけども、1社が数十年単位で同じ業務を引き受けることは、県内産業のさまざまな分野の育成という意味でも適当なのかどうか。何より業務を適正にさせていただくことですが、その辺のバランスも考えたときに、一つの事業者がずっとやっていくのがいいかという観点もあると思いますので、これからは少しでもプロポーザルに多くの事業者が提案していただけるような取り組みを、ぜひ、県民室の委託も含めて検討していただきたいと思います。いかがですか。

◎武田広報広聴課長 次期はまた大分先になるんですけど、そのときにはまたそういうこ

とも含めて検討させていただきたいと思います。

◎池脇委員長 先ほど三石委員からありました、県民と受付、あるいは県民室での対応についてのトラブルがかつては随分起こっていた。そのときに、広聴ですから県民の声を聞いているはずですが、だから、最近の県に対する県民の声、苦情、意見、あるいはお褒めの言葉でもいいんですが、どういう声が上がっているのか、今、資料があれば、お答えいただきたいと思います。

◎武田広報広聴課長 ささまざまなお話をいただいております。広聴ですので、まず知事への手紙というのもございます。それから県庁へのクレームも、先ほど言いました代表電話からクレームを言いたいと言えば、大体、広報広聴課にかかってくるという状況です。まず、知事への手紙につきましては、平成 27 年度途中ですが、年間で 580 件ほどございます。それからその他のクレームといいますか御意見としまして、今のところ当課にいただいているのが 270 件ぐらいです。ことし特に多かった例としまして、犬猫の殺処分の関係で、高知県は殺処分をしてるがどうなってるかということで、動物愛護の観点から、そういう処分をやめてほしいという御意見を多数いただいております。これにつきましては、知事のメールが 580 件と申しましたが、その半数以上、310 件ほど来ておる状況です。そのほかにも、特に担当課ということではないですけど、例えば今ガソリンは安くなっておるんですけども、高知県はガソリンがなぜ高いんだという御意見をいただいております。これにつきましても、新エネルギー推進課がエネルギーの関係を所管しておりますけども、ここでもお答えしにくいものですが、そういう御意見をいただいております。それから、県へさまざまな御意見、クレーム等をいただいております。対応につきましても、名乗らない方につきましては、その担当課に、こういう御意見が来てますと参考送付します。返事のしようがございませんので。それから、相手方が名乗るなり、メールアドレスがある場合につきましては、なるべく回答をお願いしますということで、原課にお願いをして回答をいただくようにしています。それから、回答に時間がかかりそうなときには、当課から、時間がかかりますのでしばらくお待ちください、担当課からお返ししますのでよろしくお願ひしますと連絡をさせていただいてます。それから、検討依頼とか、いろんな方がいろんな御意見をお持ちですので、直接県政とは関係ないことも多々あります。そのときはあくまで受付だけをさせていただくものもございます。

◎池脇委員長 以上で、質疑を終わります。

〈文書情報課〉

◎池脇委員長 次に、文書情報課の説明を求めます。

◎中野文書情報課長 文書情報課の平成 28 年度当初予算、平成 27 年度補正予算、及び、条例その他議案について御説明させていただきます。

まず、平成 28 年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の資料②の当

初予算の議案説明書の 21 ページをお願いします。

歳入予算につきまして御説明させていただきます。14 諸収入の（4）文書情報課収入につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づきます公文書の開示請求をされた方に御負担をいただきます、公文書写し及び郵送料の費用に係るものです。そのほかに当課で雇用いたします臨時的任用職員の雇用保険料の本人負担分、合計で 100 万 9,000 円を計上しております。額としましては前年と同額になります。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。22 ページをお願いします。歳出の 4 文書情報費です。右側の説明欄をごらんください。主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、1 人件費につきましては、当課の職員 6 名に係る人件費です。

次に、2 文書情報費です。まず、公文書開示審査会など 3 つの委員報酬です。これは当課が所管しております情報公開及び個人情報の開示決定等に対します、不服申立てに対応する審査会など計 22 名の委員報酬です。

次に、文書情報システム運用保守委託料は、職員が行います文書の起案や保存などの一連の文書事務及び情報公開のインターネット請求に対応する文書情報システムの運用保守と機能向上を図るとともに、システム操作などの問い合わせに対応するための経費です。

次の受付案内業務等委託料ですが、先ほど広報広聴課からも説明がございました業務の関連ですが、当課所管分の書庫の管理業務を委託するものです。具体的な業務内容としましては、書庫の巡回や清掃、各課からの公文書の受け入れ、受け入れた公文書の管理及び閲覧、貸し出しへの対応、そして保存年限を過ぎました文書の廃棄業務等を委託するものです。

次に、一番下の事務費です。その主なものは、臨時的任用職員の雇用に係ります経費に 216 万円余り。個人情報保護事務の手引きを作成するための経費に約 99 万円。それから、公文書開示審査会などの開催に係ります会場費や議事録作成経費に係る経費に 95 万円余り。情報公開に係ります全国会議や講座などへの参加に係る経費に 88 万円余り。書庫整備に係る経費につきまして 63 万円余りと、計 577 万 5,000 円の事務費を計上させていただいております。

以上が、文書情報課の平成 28 年度当初予算の総額 6,345 万 2,000 円となっております。なお、前年度の総予算額で比較しますと、額で約 870 万 7,000 円、率にして約 12.2%の減となっておりますが、この要因につきましては、人件費の減少によるものです。

以上が、文書情報課の平成 28 年度当初予算の概要です。

続きまして、平成 27 年度の補正予算について御説明させていただきます。資料④の補正予算の議案説明書の 11 ページをお開きください。人件費に続きまして、2 の文書情報費です。公文書開示審査会を初めとする 3 つの委員報酬ですが、平成 27 年度におきまして、

会議の開催の回数が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでして、平成 27 年度は不服申立ての数が少なかったこともございまして、近年では最少の開催回数となっております。

次に、受付案内業務等委託料の減額です。当該委託業務は、平成 27 年度をもって契約期間が終了いたします、債務負担に係ります受付案内業務等ですが、仮に業者が変更した場合には、業務が円滑に進められるよう新たな業者間との業務の引き継ぎに要する経費として当該経費を計上しておりましたが、先ほど、広報広聴課からも説明がございましたが、プロポーザルの結果、現在の受託業者がそのまま引き続き業務を行うこととなりましたので、当該予算につきましては使用することなく減額するものです。

次に、事務費の減額です。その主な内容としましては、先ほど、不服申立て等の審査会の回数が下回ったと、近年では非常に少ない回数だったと説明を申し上げましたが、この開催回数が減ったことによりまして、会場の借り上げ経費とか、議事録作成経費等が減少したことに対して減額をするものです。

以上が、平成 27 年度の補正予算に係ります説明です。

続きまして、条例その他の議案について御説明させていただきます。総務委員会資料、議案補足説明資料の総務部、赤いインデックス、文書情報課の資料をお願いします。「高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案について」という資料です。今回の条例改正議案につきましては、行政不服審査法が全部改正されたこと及びそれに伴います関連法の一部改正に対応しようとする条例議案として、全 9 条からなる条例議案です。そのうち、総務部が所管します第 1 条から第 6 条につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1 の行政不服審査法の改正概要について御説明させていただきます。行政不服審査法の全部改正ということとして、不服申立ての公正性の向上、また制度の使いやすさの向上、さらには国民の救済手段の充実、拡大等を目的としまして、法制定後 50 年ぶりに抜本的な見直しということで、全部改正がなされたものです。

具体的な同改正法の内容としましては、まず、審理員制度及び第三者機関への諮問手続の導入です。これまで、行政処分に対する不服申立てに対しては、行政機関が処分庁または審査庁として、その判断及び採決について対応してきたところですが、新たな制度、枠組みとしましては、処分に関与していない職員が審理員として指名されて、第三者的な立場で対応していくことになりまして、審査請求人と審査庁等の主張を公正に審理する場を設けることとしたこと。これが 1 点です。

また、審査庁が採決をする、判断するに当たりましては、当該第三者的立場の審理員の意見を踏まえた上で、国及び地方公共団体がそれぞれ新たに設置いたします、審査請求を一元的に審査することを目的とした第三者機関であります、行政不服審査会への諮問を得

た上で判断するという新たな枠組みに移行することになります。なお、県が新たに設置いたします行政不服審査会につきましては、さきの12月議会におきまして、その条例議案について議決をいただいたところです。

また、同法のその他の改正としましては、現行では不服申立ての種別として異議申立てや審査請求といった種別がございますが、これらは原則、審査請求に一元化していきまるとともに、審査請求できる期間についても延長を図りまして、現行の60日を3カ月間まで審査請求することができる期間にするという改正が行われております。

これらが、今回の全部改正の主な内容です。

次に、全部改正に伴い改正された法律として、360の法律が一部改正で一斉に改正されておるわけですが、このうち、2番のタイトルですが、情報公開・個人情報保護審査会設置法と、その他にも関連する法律としては、行政機関の情報公開法及び行政機関の個人情報保護法等の一部改正もされております。これらによりまして、情報公開と個人情報保護の不服申立てに対する対応として、国におきましても、総務省に新たに行政不服審査会を設置するのですが、当該審査会の例外として、国が現在も設置しております情報公開・個人情報保護審査会につきましては別途存続することとして、情報公開と個人情報保護に係ります審査請求については、行政不服審査会ではなく、情報公開・個人情報保護審査会がこれまでどおり諮問を受けて審査することとして法整備を行っております。また、当該法律におきましても、これはルール改正になりますが、不服申立てを「審査請求」に一元化したことによります表現の整理とか、さらには、今回の情報公開・個人情報保護審査会設置法の改正の特徴としては、例えば審査会に提出されました資料の写しの送付とか、資料閲覧時の意見の聴取といった具体的な審理の手続を法へ引き上げて、法で明記するという改正がなされております。

今回の高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案は、こうした行政不服審査を初めとします法改正を踏まえて対応しようとするものです。

4の高知県情報公開条例（第1条）及び高知県個人情報条例（第2条）の改正概要について御説明させていただきます。先ほど、当該条例議案は全9条と申し上げましたが、情報公開及び個人情報に係る分が1条、2条に該当します。対応としましては、国のほうでワンストップ型の行政不服審査会の例外として、情報公開と個人情報保護の不服申立てに対します審査体制を継続することにしましたので、これを踏まえて、現在、県にも設置しております情報公開及び個人情報保護の審査会を継続、維持することとして、条例改正をしようとするものです。

具体的に申しますと、改正行政不服審査法の第9条第1項本文におきまして、先ほど御説明しました審理員を指名及び通知することで手続は進めることになりますが、同法同条の例外規定の一つとして、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合につき

ましては、この限りにあらずということによらないことができるとなっておりますので、当該規定を国における審査会と同様に適用除外することにしまして、審理員制度を直接適用しないという形にしまして、結果としては、国と同様に情報公開、個人情報保護の審査会を継続させるために改正しようとするものです。

あわせて、1条、2条ではルール改正になりますが、「不服申立て」を「審査請求」等への文言の整理、それから国が具体的な審理手続を法へ引き上げて明記することとしたので、これまで県におきましても審査要領等で規定しておりました審査請求人の意見陳述、意見書の送付といった具体的手続を、条例に引き上げて明記することとして整理するものです。

また、新たに設けた手続としては、審査請求人による資料の閲覧を認めることとして、国の審査手続との均衡を図るものです。

その他の1条、2条の改正につきましては、新たに国と同様に不作為につきましても審査請求の対象としたこと。それから、地方公務員法の一部改正も行われまして、これらのことも踏まえまして、審査会委員の罷免や罰則等についても改正をしようとするものです。

これが、全9条からなります1条、2条のうちの情報公開と個人情報に係ります1条、2条の概要です。

次に、資料の5、その他の改正概要、総務部所管分について御説明させていただきます。条例議案の第3条から第6条です。同改正も行政不服審査法の全部改正に伴うものですが、まず、第3条の高知県行政手続条例につきましては、個別において再調査の請求をすることができる旨の定めがある場合に適用されます、再調査の請求を規定しますとともに、それぞれ改正にあわせての字句整理、文言整理、それから、第4条、職員の給与に関する条例、第5条の高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、及び、第6条の職員の退職手当に関する条例につきましては、全部改正によりまして法律番号等も変わりましたので、行政不服審査法の法律番号や引用する条項の整理、また、不服申立てを審査請求へ読みかえをするなどといったことに対応しようとして改正しようとするものです。なお、この条例議案の施行日につきましては、行政不服審査法の施行日であります平成28年4月1日としております。

条例議案の説明は以上です。

文書情報課からの資料説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。公文書館の現状の進捗状況について説明いただきたいですが。

◎中野文書情報課長 公文書館の現状ですが、設置に向けて検討は進めております。現在の検討状況ですが、新図書館ということで現在の県立図書館が空き施設になることが見込まれておりますので、この施設を、現在、県が抱えるさまざまな課題にタイムリーにどう

対応していくかということ为前提として利活用していこうと、庁内で検討会が設置されているところです。現在のところ、公文書館も手を挙げさせていただきまして、当該施設の利活用の中でメインの施設として設置する方向で検討しているところです。

◎池脇委員長 総務部長にお聞きします。国でも国立公文書館で、さらに保存する資料の項目を広げるという形で対応していくという動きが出てきておりますが、県においても、歴史的なものも含めて残していくべき公文書が、国がそうなれば県も関連して広がるのではないかと思います。その意味では、公文書を保管できる十分な空間が必要だと思いますが、総務部長の見解はいかがですか。

◎梶総務部長 国における見直しは詳細を承知していないところがございますけれども、公文書の保存、保管の必要性の高まりは、近年、国会、内閣でも認識をされておりますので、方向性としては委員長がおっしゃったとおりにかと思っております。国がそうだからというわけではありませんが、県においても、公文書の適正な保管、保存が必要なことも委員長の御指摘のとおりです。スペースについても、十分確保しておく必要がございます。そういった観点で、新たな公文書館の機能が必要ではないかという検討を進めております。今、課長が申し上げたとおり、新図書館整備に伴って空きが出てくる現在の県立図書館のスペースが使えないかということも検討しておりますけれども、そこを使うかどうかにかかわらないかもしれませんが、十分な公文書の保存に必要なスペースは確保してまいりたいと考えております。

◎池脇委員長 公文書館は、基本的には独立した館が望ましいと思います。他県の事例を見ても併設型は余りない。その意味では、高知県が初めて公文書館をつくるわけですから、独立した形での公文書館の建設は重要と思っておりますけど、この点についての総務部長の見解はいかがですか。

◎梶総務部長 機能は大事だと思います。施設を独立させるかどうかは、施設に必要な面積、あるいは場所がどこに必要なか。そこに必要な延べ床面積が出てくれば土地の面積も出てくるわけです。そういったものを勘案して、独立の施設がよいか、既存の施設といたしますか、他の施設と併設する形でもいいのかを考えるべきだと思っております。委員長の御指摘のとおり、他県においては、単独の施設で公文書館だけが入っているという事例が確かにあるわけですが、本県においての公文書館の機能は新たにつくっていきたいと思っておりますが、施設が単独になるかどうかは、先ほど申し上げた県立図書館の後に入るとしましても、その際、他の機能も一緒に併設することも含めて検討せねばならないと思っております。

◎池脇委員長 課長にお聞きしますが、今まで公文書館がありませんでしたので、行政にかかわるものの保存はできていると思っておりますけれども、歴史的な公文書については図書館等が相当してる状況にあらうと思っております。これからつくられる公文書館には、そう

いう歴史的なものは今までどおり図書館等に所蔵させるのか、あるいは公文書として歴史の継続性という形で公文書館が受けるのか、そうした検討は、今どのようにされておられるんですか。

◎中野文書情報課長 委員長が御指摘のように、時代の継続といたしますか、切らすことなく、歴史的資料も含めた、地域資料的なものを視野に入れた公文書以外のものについても保存されていくことは、全体のスキームの中で当然考えられるべきことだと思っております。その中で、公文書館の役割としてその部分をどうしていくかということですが、まだ正式確定した段階ではないんですけども、現在、個人的な思いになるのかもわかりませんが、高知県内は幸いに、今後、新資料館もできますし、それから全体の通史を受け持っております歴史民俗資料館を初めとして、全国的にも結構充実した歴史的資料を受け入れる施設が県下にあちこちにあるような状況もございます。一方、公文書に限って言いますと、戦前の公文書が空襲で焼失しておりまして、昭和 20 年の途中以降の公文書がほとんど、もう 99.9%といった状況もございます。そこらも踏まえて、公文書館の設置確定ということになれば、関係する施設も踏まえ、それからどういった施設になるかキャパシティーも踏まえながら考えてまいりたいと思います。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後 1 時といたします。

(昼食のため休憩 11 時 58 分～12 時 57 分)

◎池脇委員長 よろしいですか。休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。三石委員と梶原委員から、少しおくれる旨の届け出があっております。

〈法務課〉

◎池脇委員長 次に、法務課の説明を求めます。

◎次田法務課長 それでは、平成 28 年度の当初予算について説明させていただきます。資料②の当初予算、議案説明書 23 ページになります。

まず、当課の収入です。主なものとしましては、10 財産収入の 188 万 1,000 円があります。これは、高知弁護士会への県有地の貸付収入です。

次に、24 ページをごらんください。当課の歳出です。5 法務費につきまして、右端の欄、説明に沿って御説明させていただきます。

1 人件費は、当課 9 名の職員の給与費です。

次に、2 法制管理費は、主に条例や規則の審査、県広報の発行などに要する経費や、公益法人の変更認定等の審査に係る経費です。

まず、公益認定等審議会委員報酬ですけれども、法人の公益性の審査等をしていただいております民間有識者である高知県公益認定等審査会の委員4名の報酬です。平成28年度につきましても引き続き公益事業の事業内容の変更や追加、廃止などに伴う変更認定の審議などのため、7回の審議会の開催を見込んでおります。

次に、法令例規システム保守管理等委託料の321万6,000円です。これは法令例規システムの運用に要する経費です。この法令例規システムによりまして、県民の方々や県職員が県の条例などをパソコン上で閲覧、検索できますし、また、職員が規則などの改正作業を効率的に行うことができます。

次に、例規事務委託料の110万8,000円です。これは、職員の事務処理の負担軽減を図るために、例規改正に係る事務のうち、データの機械的な入力等の作業を法令例規システムの開発会社であります株式会社クレストックに委託するものです。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料の92万7,000円です。これは宗教法人管理システムの運用に要する経費です。この宗教法人管理システムによりまして、県内の宗教法人約2,800につきまして、宗教法人法により義務づけられております、毎年の役員名簿、財産目録、収支計算書等の提出の有無をチェックし、提出がされない場合には督促状を発し、また、長期間にわたり提出がないときには、不活動状態であることを確認して裁判所に解散命令を出すなど、宗教法人の管理を確実にかつ効率的に行うためのものです。また、法務課が保管してあります県内の宗教法人の取得につきまして、そのデータを電子化しましたので、この宗教法人管理システムにより、地下の書庫に行くことなく、その内容を担当者がパソコンで確認することができます。

次に、事務費の523万9,000円です。これは県広報の発行に関する経費345万6,000円が主なものです。そのほかには、旅費、需用費等が105万1,000円となっております。

3訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や、法律相談員の弁護士に関する経費です。

まず、訴訟事務委託料の400万円です。これは訴訟事件の処理を弁護士に依頼するときを支払います。その着手金です。

次に、事務費の700万8,000円です。これは主に、訴訟事件が終了したときに弁護士に支払います報酬が400万円。それから、知事部局の法律相談員の弁護士4名への年間の法律相談に対する謝金が280万円となっております。

以上のとおり、平成28年度の歳出予算の合計は、次の25ページになりますけれども、総額で8,534万9,000円となっております。前年度当初に比較しまして575万2,000円の減となっております。

以上で、法務課の説明を終わります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

(な し)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈行政管理課〉

◎池脇委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎岡村行政管理課長 それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、第1号議案、平成28年度高知県一般会計予算のうち、当課の所管分について御説明申し上げます。資料②の平成28年2月高知県議会定例会議案説明書(当初予算)の26ページをごらんください。

歳出の6目、行政管理費です。総額は11億1,116万7,000円。前年度比で5,530万円の減となっております。これは、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等の減、それから当課の職員数の減等に伴います人件費の減、それから平成27年度限りの業務でありました給与システム改修委託料の終了などによるものです。

内訳に関しまして、右側の説明欄に沿って御説明申し上げます。1番、一般管理費は知事部局全体の職員の時間外勤務手当等です。直近の3カ年の決算額、具体的には、平成24年度約10億3,000万円、平成25年度約10億6,000万円、平成26年度約12億3,000万円を参考としつつ、来年度、知事部局全体といたしまして、改めて時間外勤務等の縮減にしっかりと取り組むこととしていることなどを踏まえまして、平成28年度当初予算における時間外勤務手当等の額につきましては、平成27年度の当初予算時と同様、給料年額等の8.8%相当を計上させていただくこととして、9億7,779万3,000円とさせていただいております。なお、8.8%という数値は、直近の平成24年度、平成25年度、平成26年度の決算のうち、夏の台風災害等によって大きく増加をしておりました平成26年度を除きまして、平成24年度及び平成25年度の2カ年につきまして、給料年額等に対する時間外勤務手当等の割合が平均で8.8%であったということから、平成27年度、本年度の当初予算時において使用した割合です。

続きまして、資料の2番、人件費ですが、当課の職員13人分の給与費です。

3番、行政管理費は、特別職報酬等審議会委員報酬、行政不服審査会委員報酬及び事務費です。事務費3,760万1,000円のうち、主なものは、知事部局全体の職員に係る赴任旅費が3,300万円です。その他の経費としましては、ハラスメントの防止に関する研修に要する経費、外部相談員への報償費などです。

4番の外部監査費は、地方自治法の規定により都道府県に義務づけられております包括外部監査に関し、委託料の上限額を計上しているものです。この間の決算額等を踏まえまして、平成27年度と同額の1,100万円を計上しております。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

次に、第23号議案の平成27年度高知県一般会計補正予算のうち、当課の所管分につい

て御説明申し上げます。資料④平成 28 年 2 月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 13 ページをごらんください。

歳出の 6 目、行政管理費に関しましては右端の説明欄にございますとおり、1 番の一般管理費につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、知事部局全体の時間外勤務手当等に係る予算額を当課で一括して計上しているものです。本年度、産業振興計画の推進、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどによりまして、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生しておりますため、2 億 4,548 万 9,000 円の増額をお願いしております。

2 番の人件費は、当課の職員数の減等に伴う減額です。

次に、第 42 号議案、高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案について御説明を申し上げます。議案補足説明資料の青色のインデックスの総務部、赤色のインデックス、行政管理課の 1 ページ。表題に「高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案について」とある資料をごらんください。

まず、1 番の条例制定の背景です。行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正、こちらは、平成 28 年 4 月 1 日施行によりまして、審査請求人または参加人は、審理員または行政不服審査会に対しまして、審査に係る資料等、すなわち処分庁等から提出された書類等について、新たな制度としまして、写しの交付請求を行うことができることとされたものです。なお、参加人と申しますのは、この図の左下にございますけれども、審査請求人以外の者であって、当該処分について利害関係を有すると認められる者とされており、ちなみに、法改正の前は閲覧、これは無料ですけれども、閲覧のみ行うことが許容されていたところです。なお、この閲覧、写しの交付請求ともに、審理手続が終了するまでの間に限って認められるものです。

2 番の写しの交付を求められることができる書類ですけれども、この図と、それから下の文字をあわせてごらんをいただきたいと存じますが、まず①としまして、審査請求人、参加人、処分庁が審理員に提出した証拠書類、②としまして審査請求人、参加人、処分庁及び審査庁が行政不服審査会に提出した主張書面または資料。③としまして、諮問の際に審査庁から行政不服審査会に提出された諮問書の添付書類でございます。なお、この写しの交付請求につきましては、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ拒むことができないこととされており、

3 番、交付手数料です。こちらは情報公開条例に基づく公文書の写しの交付に要する費用に準拠しまして、単色刷り、白黒コピーですと 1 枚 10 円、カラーコピー、多色刷りですと 1 枚 50 円で、(3) にありますとおり、片面、両面コピーいずれも 1 枚で計算しております。この情報公開条例に準拠しておりますのは、この行政不服審査法の改正法によりまして、写しの交付を受ける審査請求人等は実費の範囲内において、条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されておりますところ、これを一から写しの交付に係る

費用を積算して手数料の額を算定するのは煩雑と考えられること、それから行政不服審査法による写しの交付の際に生ずる費用は、情報公開の際に生ずる交付費用と基本的には変わらないと考えられることから、情報公開条例に基づく公文書の写しの交付に要する費用に準拠することとしたものです。なお、この手数料につきましては、審査請求人または参加人に関しまして、経済的困難、その他、特別の理由があると認めるときは減額し、または免除することができることとしております。

最後に、この条例は全部改正後の行政不服審査法の施行日であります平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、第 49 号議案、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。資料⑥、平成 28 年 2 月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の 83 ページをごらんください。こちらは条例議案要綱です。

まず、1 番、条例改正の目的です。本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮いたしまして、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成 28 年度の 1 年間、時限的に減額しようとするものです。

2 番、主要な内容です。平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間、知事は 20%、副知事は 7%、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長は 5% の減額を行うものです。なお、現在、常勤の人事委員会委員はいらっしゃいません。また、ただし書きに記載しておりますのは、手当の額は減額前の給料月額を基礎として算出するということです。

3 番目の施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日としております。

次に、第 51 号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案のうち、当課の所管分について御説明申し上げます。先ほどの議案補足説明資料、赤色のインデックス、行政管理課の 2 ページ。表題に「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について」とある資料をごらんください。

まず、1 番、条例改正の目的です。地方公務員法の一部改正等に伴いまして、関係条例について、同法の引用規定の整理等をしようとするものです。

2 番、主要な内容といたしましては、まず、(1) 職員の給与に関する条例の一部改正に関しまして、2 点ございます。

1 点目は、ア、職階制に関する規定の削除への対応です。(ア) にありますとおり、職階制と申しますのは、全ての職を職種、職級に格付けて分類し、これに基づき人事管理を行う制度です。地方公務員法上は位置づけられておりましたが、これまでいずれの地方公共団体においても実施されてこなかったものです。

(イ) にありますとおり、今回の法改正では、任命権者が定める標準職務遂行能力を任用に当たっての能力の実証の基準とし、人事評価を人事管理の基礎として活用することで、

その目的も達成されるとして職階制に関する規定が廃止されたものです。

2点目は、イ、等級別基準職務表の条例化への対応です。(ア)にありますとおり、今回の法改正では、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させる観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与条例で定めることとされたところですが、本県のように、(イ)にありますとおり、既に給与条例で級別職務分類表等を定めている団体におきましては、「何々に相当する職務」などの不明確な表現を用いている場合、これを削除するなど、所要の規定整備が必要であるとの通知が総務省からなされたものです。

次に、(2) 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に関しまして、こちらは公表項目の追加等への対応としまして、2点ございます。

1点目は、(ア)にありますように、改正前の法で規定されておりました「勤務成績の評定」にかえまして、改正後の法に基づく「人事評価」の状況を公表することとされたものです。

2点目は、(イ)にありますとおり、新たに「退職管理」の状況について公表することとされたものです。

次に(3) その他の改正、こちら字句の整理等に関しまして、ア、職員の給与に関する条例の一部改正。イ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正。ウ、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正。エ、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。オ、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正。カ、高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行っております。

3番、施行期日は、地方公務員法の一部改正法の施行日であります平成28年4月1日としております。

具体的な改正の内容につきまして、先ほどの資料⑥議案説明書(条例その他)の133ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは新旧対照表です。

まず、職員の給与に関する条例に関しまして、先ほど申し上げました、職階制に関する規定の削除への対応としまして、右側、旧の第1条第2項の規定を削っております。そのほか、法改正に伴う項ずれへの対応や、このページから137ページにかけて字句の修正を行っているところです。

138ページをごらんください。こちらは、同じく職員の給与に関する条例に関しまして、等級別基準職務表の条例化への対応といたしまして、行政職給料表以下、この138ページから140ページにかけて、各給料表ごとに規定をしております級別職務分類表につきまして、何々に相当する職務の字句を削っております。

次に、141ページですが、こちらは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の

処遇等に関する条例に関しまして字句の修正を行っているものです。

以下、142 ページは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、143 ページは一般職の任期付職員の採用等に関する条例、144 ページは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に関しまして、法改正に伴う、いわゆる項ずれへの対応を行っているところです。

145 ページから 146 ページにかけましては、高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に関しまして、公表項目の追加等への対応を行っているものです。

次に、第 52 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の 3 ページ。表題に「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案について」とある資料をごらんください。

まず、1 番、条例改正の目的です。こちらは、特別の法律により設立された法人であります地方公共団体金融機構に職員を派遣することができるよう、必要な改正をしようとするものです。

なお、条例の施行日は平成 28 年 4 月 1 日です。

2 番目の地方公共団体金融機構についてです。(1) にありますとおり、設立の根拠は、地方公共団体金融機構法です。

(2) 事務所の所在地は、東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館です。

(3) 設立目的ですが、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対し、その地方債につき、長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することとされております。

3 番の県職員の派遣についてに記載しておりますとおり、(1) 地方公共団体金融機構は、地方公共団体金融機構法に基づきまして、地方債資金の共同調達機関として、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された法人でありまして、機構が行っている業務は、県財政の運営と密接な関連を有するものです。

なお、ここにございませませんが、現在、機構の職員 89 名のうち、7 名の方が都道府県からの派遣職員であるとお伺いしております。このたび、機構からの要請を受けまして、本県からも派遣を実施するものです。

(2) ですが、機構に派遣されました県職員は、資金部、融資部または地方支援部のいずれかに配置されることとなります。資金部であれば、資金調達業務、資金運用管理等。融資部であれば、貸付業務、貸付債権管理業務等。地方支援部であれば、地方支援の企画立案・調査研究、金融事情の調査等の業務に従事することとなります。

(3) に書いてありますように、派遣職員は、これらの業務を通じまして、地方公共団体の資金調達・資金運用や、地方財政についての知識・経験を蓄積することも期待される

ところでは。

具体的な改正の条文につきましてごらんいただきたいと存じます。資料⑥の 161 ページをごらんいただきたいと存じます。新旧対照表です。第 2 条第 1 項におきましては、「任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる」と規定をしております。今回改正をいたします第 3 号におきましては、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する法人について規定をしております。この法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する法人と申しますのは、特別の法律により設立された法人で、政令で定めるものとされておりまして、現在この政令で定めるものの数が 113 法人ございます。そのうち、現在、本県では、新旧対照表右側にありますが、ア、国立研究開発法人科学技術振興機構、イ、高知県社会福祉協議会、ウ、高知商工会議所、エ、高知県住宅供給公社、オ、高知県土地開発公社、カ、高知県園芸農業協同組合連合会の 6 つの法人を規定しております。このたび、左側のキ、地方公共団体金融機構を追加するものです。

議案の説明の最後ですが、第 89 号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案について御説明申し上げます。資料⑤平成 28 年 2 月高知県議会定例会議案（条例その他）の 179 ページをごらんください。

この議案は、地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約の締結に関しまして、同法 252 条の 36 第 1 項の規定によりまして、県議会の議決をお願いするものです。

2 番にありますとおり、契約の始期は、本年 4 月 1 日です。

3 番、契約の金額は、当初予算に係る御説明で申し上げましたとおり、1,100 万円を上限額としております。

4 番、契約の相手方につきましては、公認会計士の橋本誠氏です。なお、橋本氏につきましては、日本公認会計士協会四国会高知県部会から御推薦をいただきまして、本年 1 月 29 日の高知県監査委員会議におきまして、包括外部監査人として適任である旨の御了解をいただいているところです。

以上で、議案の説明につきまして終わらせていただきまして、午前中にお話ございました所属の名称の関係につきまして、高知県行政組織規則を所管をしております行政管理課から、午前中の部長の答弁と重複する部分も多いかと思っておりますけれども、行政管理課の考え方を少し申し上げたいと存じます。

まず、所属の名称をつけるときのコンセプトというお話があったかと存じます。基本的な考え方といたしましては、県民の皆様にはわかりやすい名称であるということ。そして、その所属の業務内容をできる限り正確にお伝えをするといった考え方です。

それから、午前中にお話がありました、推進それから振興、この字句の使用の関係です

が、現在、来年4月1日で見ましたときに、推進という字句を使っておる課が8ございます。文化、計画、新産業、環境農業、地域農業、森づくり、木材増産、新エネルギー。それから、振興という言葉を使っておりますのが6課です。市町村、工業、畜産、木材産業、漁業、港湾です。午前中、部長からも答弁申し上げましたとおり、例えば産業に着目した場合、おおむね振興という軸になっていようかと思えます。それから、事柄に着目した場合には、推進ということになっておろうかと思えます。ただ、例えば、総務部の市町村振興課ですと、こちら産業ということではございませんが、やはり市町村振興課、市町村推進課、これを比べた場合に、やはり言葉のつながり、座り、なじみといったようなことから、市町村振興課が妥当ではないかと考えておるところです。推進と振興の使い分けについてのはっきりした線引きというのはございませんけれども、先ほど申し上げたことに加えまして、それぞれの所属が所管をします施策との連動という部分もあろうかと存じます。例えば、重要な政策を行っていかうとする際、それを実行する組織の名称としても打ち出していくということで、施策と連動している部分も出てこようかと存じます。いずれにしても、シンプルで覚えやすい名称、それから推進や振興といった用語使用の統一性といった御指摘は今後の組織改正の中でしっかりと留意をしていきたいと考えております。

行政管理課から以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 前回の委員会でも触れさせていただきましたが、例の行政不服審査法の五十数年ぶりの全面改正で、4月1日から施行されるということですが、直近での年間の不服審査はどれくらいありますか。

◎岡村行政管理課長 平成26年度の実績で34件です。おおむね30件台、40件台で推移してきております。

◎上田（周）委員 割合としたら、大体税ですか。

◎岡村行政管理課長 一番多いのが生活保護関係で15件。それからあと、多いのが税関係で、5件です。

◎上田（周）委員 文書情報課長からも午前中、五十数年ぶりの改正という中で、やっぱり行政の透明性とか公平性とか公正性とかいう観点での改正だと思えますが、4月1日に向けて、課長のほうで周知徹底はどう取り組んでこられたか御説明いただきたい。

◎岡村行政管理課長 県といたしましては、各市町村に対しましても、機会を捉えて説明会なども行っておりますし、国でも、ブロック単位での説明会を実施しておったり、あるいは周知のためのパンフレット類、リーフレット類、そういったものも地方公共団体に対して配布もしてきてくれております。

◎上田（周）委員 30件から三十数件ということで、生活保護、それから税の関係が結構あるということですが、この後、税務課でも税条例の関係で改正もあっていますが、やはり

今、結構、行政の執行に対して御意見がある、税関係で結構あるようですので、そのあたりは、さっき周知のお話がありましたけど、さらに、五十数年ぶりの改正ということですので、周知に取り組んでいていただきたい、これは要請ということでよろしくお願ひします。

◎中根委員 交付手数料を減額、減免の措置もありますというお話でしたが、どういう範疇でそれを行いますか。

◎岡村行政管理課長 条文的には、先ほど申し上げましたように、経済的困難、その他特別の理由ということにしておりまして、基本的には行政不服審査法の適用につきましては、国と地方公共団体共通の法ですので、まずは国の取り扱いを参考にさせていただきたいと考えております。国におきましては、一つの事例ですけれども、生活保護を受けておられる方、あるいは同一世帯に属する全ての方が非課税である方といったことが例示として出されております。そのほか、今後も、国あるいは他の都道府県の運用の状況なども、この4月1日以降になりますけれども、よく参考にさせていただきながら、事例の蓄積もさせていただきたいと考えております。

◎中根委員 いいことだと思うんですけれども、いろんな不服申立てをする方たちの中には、いろんな組み合わせ、いろんな事例があると思います。そんなときに、生活保護世帯だけでなく、それに準じるようなときに、家族、同一全てが非課税という、その「全てが」のあたりにもいろんなケースがあると思うので、不公平感がそこにならないように、なるべく透明性というか、「だから、うちの場合は免除にはならなかったのだ」ということがすっきりとわかるような形がいいと思って、その方法をぜひつくっていただきたいと思います。

◎岡村行政管理課長 経済的に困難な状態にあるということで、この制度の利用ができないといったことになっては制度の趣旨に反することになるかと思ひます。ただ、他方で、実費負担につきましては、公平に負担していただかないといけないという考え方もあろうかと思ひますので、そこは国の制度なども参考にしまして、一定明確な形でやっていかなければならないと考えております。

◎梶原委員 午前中の質問に対して、しっかりとお答えいただきまして、ありがとうございました。先ほどのお答えの中にもありましたように、部長が午前中言っていたように、わかりやすくするのが、逆に先ほど課長がおっしゃられた市町村振興課なんかは、県としてそれぞれの市町村を何とか振興させようき、そこは推進じゃ絶対おかしい話なので、市町村振興課の振興を光らすためにも、ほかに全て推進・振興が特についてもつかなくても、県民の受けるイメージであるとか業務内容がどうなのかというところは、例えば森づくり推進課が森づくり課であっても、森づくりを推進していくための政策に取り組むのは当然のことなので、推進・振興という言葉がいろんな部・課に羅列していったら、逆に、例えば市町村振興課のように振興にすごく意味を持たせたいときにぼやけてくると思

うので。わかりやすい課は土木ですよ。道路課でいえば、それは道路の適正な維持管理もするし、インフラ整備もせないかんための仕事やけど、道路整備推進課とはならないし、そんな長い名前はあれですから、木材増産推進課は木材増産課でもう通じると思うので、ピンポイントの推進・振興を使うためにも、全庁的に推進課・振興課という名称を今までどおり幅広く使っていくのかどうかという検討もぜひしていただきたいと思います。

◎池脇委員長 答弁はいいですか。要請ですか。

◎梶原委員 要請です。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎池脇委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎澤田人事課長 当課の平成 28 年度当初予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料②の平成 28 年度当初予算の議案説明書、27 ページをお開き願います。

歳入の 7 分担金及び負担金は、右側中ほどの節区分欄の 3 行目にございます（1）人事費負担金 9,766 万円余りで、市町村等へ派遣している職員の人件費を派遣先の市町村等に御負担いただくものや、総合人事システムの運用経費の一部を公営企業局に負担していただくものです。

次に、中ほど下の 14 諸収入の（5）人事課収入 406 万円余りです。一般財団法人自治体国際化協会の海外事務所への職員派遣に伴う協会からの助成金や、東京の民間企業等への派遣職員用に借り上げております宿舍の共益費を入居している職員が負担するもの等です。

続いて、28 ページをお開きください。人事課の歳出予算についてです。7 人事費について、右側の説明欄で御説明いたします。

1 人件費は、人事課の職員 13 名に、市町村や他県、国、民間企業等への派遣職員 24 名を合わせた、計 37 名分の人件費です。

2 の人事管理費は、職員の服務規律や倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、高知県功労者表彰叙位叙勲など、栄典に関する経費や、皇室対応に要する経費を計上しているものです。

主なものを御説明いたしますと、倫理審査会委員報酬は、職員倫理条例に基づき設置しております、主に管理職員からの贈与等の報告書を議題とする、高知県職員倫理審査会の委員 3 名への報酬です。

下から 3 つ目の総合人事システム運用保守委託料は、職員の異動情報、個人情報等を管理することを目的とする総合人事システムの保守に必要な経費です。

中小企業診断士研修負担金は、県職員の中で診断士の資格を持っております者の、資格維持のための研修費用を負担するものです。

事務費は、県勢発展の功労者への知事表彰、叙位叙勲の栄典事務に関する経費や、業務で成果を上げた職員への賞与、皇室対応に係る経費のほか、当課の旅費や需用費などが主なものです。

次の 29 ページをお願いいたします。3 人事企画費のうち、派遣研修負担金は、自治大学校や政策研究大学院大学への派遣研修に要する負担金です。

研修費は、自治大学校や国、民間企業等への派遣に要する旅費や宿舍の借り上げなどに要する経費です。

事務費は、県内 5 カ所で実施をしております人事考課制度の説明会に要する経費です。

4 人材育成費は、職員研修等に要する経費で、このうち、職員研修管理システム保守管理委託料は、受講の登録や研修履歴の管理などを行っておりますシステムの保守に必要な経費です。

職員研修等委託料は、職員能力開発センターで実施をしております職員研修や施設の管理運営に要する経費で、民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用し、より質の高い研修を実施するとともに、効率的な施設の運営管理を行うため、外部委託をしております。現在の契約は平成 25 年度から平成 28 年度までで、平成 26 年度から平成 28 年度までの経費につきましては、債務負担行為予算を承認いただいております。平成 28 年度は、債務負担行為予算の現年化による 5,351 万円に、現年予算 564 万 6,000 円を追加した、計 5,915 万 6,000 円を委託料として計上しております。追加しました 564 万 6,000 円は、女性職員の活躍を支援する研修や再任用職員研修、人事考課者研修などを実施する経費と、現在の契約が平成 29 年 2 月末をもって満了となるため、新たな委託先が平成 29 年度からの研修の準備作業を平成 28 年度中に始めるための経費です。平成 28 年度の職員研修につきましては、職員の職位や経験に応じて実施をいたします指名研修や一般の能力開発研修、職場研修の支援等、全部で 73 研修、延べ 5,143 名の研修を予定しております。

日本経営協会負担金は、全国レベルの研修の企画、実施、調査研究等を行っております一般社団法人日本経営協会への負担金です。

研修費は、人事課が実施しております研修に各所属の職員が出席するための旅費です。

事務費は、研修に必要な書籍等の購入費や研修担当者の旅費のほか、公募型プロポーザルの実施に要する経費が主なものです。

以上、平成 28 年度の人事課の予算は総額 3 億 7,774 万 5,000 円。前年度と比べまして 98 万 7,000 円、約 0.3% の増となっております。

続きまして、債務負担行為予算について、あわせて御説明をさせていただきます。次の 30 ページをごらんください。職員研修等委託料です。職員研修につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、現在の契約が平成 25 年度から平成 28 年度までとなっております。次期契約においても 3 カ年の複数年契約を行いたいと考えておりまして、プロポー

ザル方式により委託先を選定の上、契約を締結する予定です。委託内容につきましては、平成 29 年度から平成 31 年度までの間の研修運営を予定しておりますが、開始に備えての準備が必要ですので、平成 28 年度から平成 31 年度までの契約を予定しております。これに伴う費用の総額といたしまして、現在の運営経費をもとに積算いたしました 1 億 7,491 万 8,000 円について債務負担をお願いしたいと考えております。

人事課の平成 28 年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、条例その他議案について御説明します。お手元の総務委員会資料、議案補足説明資料の人事課のインデックスのページをお開きいただきたいと存じます。

高知県職員の退職管理に関する条例議案についてです。平成 26 年 5 月に、退職管理の適正を確保すること等を目的とした地方公務員法等の一部改正が公布されました。これによりまして、この 4 月 1 日以降、県を退職して営利企業等に再就職した元職員は、離職後の一定期間、現職職員に対して離職前に従事していた職務内容に関しまして働きかけが禁止されることとなります。これに違反したものは罰則が科せられることとなります。また、働きかけの規制措置のほかにも、地方公共団体は職員の退職管理の適正化を図るため、その他所要の措置を講ずることとされております。このたびの条例は、こうした法改正を踏まえまして、職員の退職管理の適正の確保のため、必要な事項を定めようとするものです。

まず、イメージ図が 3 つございますが、一番上のイメージ図をごらんください。働きかけの規制に関するものです。従来より本県では退職後に民間企業に再就職する場合、退職後 2 年間は県への営業活動を自粛するという独自の取り組みを行ってまいりました。今後は、地方公務員法に基づきまして、離職後 2 年間は離職前 5 年間にみずからがかかわった職務内容への働きかけの禁止が導入されることとなります。これに違反した場合、同法に基づき、過料や罰金等の罰則が科せられることとなります。

次に、中ほどのイメージ図をごらんください。再就職しました元職員のうち、在職中に幹部職員の地位にあったものについては、その他の者よりも強い規制内容が課せられることとなります。具体的には、在職中に部局長等の地位にあった者については、法により、当該職に在職していた期間にみずからがかかわった職務内容に関しては、たとえ離職前 5 年を超える期間のものであっても、離職後 2 年間は働きかけをしてはならないと規定されているところですが、同じく法において、部局長よりも下位の幹部職員については、条例で定めることができるものとされておりますので、この条例により、同様の働きかけ規制の特例を導入したいと考えております。なお、この規定の適用を受ける幹部職員の範囲は人事委員会規則で定めることとしておりますが、本県においては職員倫理条例に規定する管理職手当の支給対象者について導入することを想定しているところです。

続きまして、資料の下段をごらんください。再就職の届出についてです。法の規定により、地方公共団体は、離職後一定期間内に営利企業等に再就職した職員から再就職の届出

をさせることを条例により定めることができるとされております。県では、退職後2年間、民間企業等に再就職した場合、県への届出を行い、年に1度公表しておりますが、そのうち再就職の届出に関する部分については、このたびの法改正の趣旨を踏まえて条例化を図りたいと考えております。条例化に伴いまして、届出を必要とする職員の範囲や期間については、現行と特段変わるところはございませんが、新たに罰則規定を設け、届出をしなかった場合や虚偽の届出を行った場合に10万円以下の過料に処することとしております。

以上が、退職管理に関する条例議案の概要です。

人事課の説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 職員の研修の件ですが、課長の説明で、自治体とか含めて24名と言いましたか。以前から、民間企業へ派遣されているということですが、その職種の説明をお願いします。

◎澤田人事課長 民間企業は3社派遣をしております。まず、三井物産。砂糖なんかの貿易関係の部門に配属をされております。次に、東京海上日動火災保険は、震災等におけるリスク管理の子会社に行って研修をしています。さらに、資生堂は、新商品開発のPR部門の担当をしています。

◎上田(周)委員 民間意識の導入という観点で、大変大事だと思います。そういう中で、資生堂とか三井物産、東京海上日動火災保険は、以前からそういう流れであると思いますが、視点を変えて、例えば県内企業。受け入れの問題もあろうかと存じますが、東部とか中部とか西部に分けて、受け入れしていただけるなら、そういう幅広い分も今後、検討されたらどうかと個人的にも思いますが、そのあたりはどうですか。

◎澤田人事課長 民間の場合、何らかのつながりを持ってお互いに意識が統一できるものについてお願いしてはいますが、県内では去年ぐらいまで、サニーマートに販売の研修をさせていただいた実績もございます。どういうことを身につけてもらって、それを県政にどう反映するかということと、相手方の企業の受け入れの状態とかもでございます。御指摘をいただきましたので、少し幅広い視点も考えていきたいと思っております。

◎上田(周)委員 平成28年度から本格的に地方創生という取り組みも始まりますので、ここまでという範囲があるかもわかりませんが、高知県をどうしたらいいという視点を持っていると思っておりますので、幅広く考えていただきたいと思っております。

もう1点。関連して、平成28年度、行政職の新規採用状況。男女別とか、ふるさと枠、社会人枠もあろうかと思いますが、その内訳を参考に教えてください。後でも構いません。

◎澤田人事課長 後ほど書類をお渡しします。

◎中根委員 民間への派遣の問題ですが、派遣期間は1年ですか。

◎澤田人事課長 相手方の企業との協定で、1年のところもあれば2年のところもござい

ます。

◎中根委員 その決定は人事課で状況に応じてされていくんですか。

◎澤田人事課長 当初の企業との協定によって決まっている部分もございますし、企業にはいろんな県から受け入れをされているところもございます、その並びなんかもあったりしますが、基本的には県と企業との話し合いで決まっております。

◎中根委員 その研修を受けて帰ってこられた職員の数は、トータルで今どのくらいになっているんですか。

◎澤田人事課長 後ほど資料で提供させていただきたいと思います。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎池脇委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎松本職員厚生課長 まず、平成 28 年度当初予算につきまして御説明をいたします。右肩②の議案説明書（当初予算）の 31 ページをお願いします。歳入の主なものを御説明いたします。

一番上の 7 分担金及び負担金の節の欄にあります（2）職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものです。

次の 32 ページをお願いいたします。1 県債の（1）退職手当債は、知事部局等の職員の退職手当の財源に充てるものです。冒頭の部長の説明で退職手当債を 30 億円発行することとしておりますが、そのうちの知事部局等の職員分が 6 億 400 万円となります。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。33 ページをお願いいたします。8 職員福利厚生費が当課の歳出予算となります。右端の説明欄の内容に沿って説明をいたします。

まず、1 人件費のうち、3 つ目でございます地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害、通勤災害に遭った職員に対して医療費や補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものです。次の公務災害補償費は、非常勤職員や臨時職員など地方公務員災害補償基金の補償対象となっていない職員が公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2 退職手当につきましては、下から 2 行目をごらんください。退職手当の 26 億 9,490 万円余りにつきましては、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、平成 28 年度は定年退職が 93 名、勸奨退職が 26 名、普通退職等が 18 名の合計 137 名と、それから臨時職員 226 名分を見込んでおります。

次の 34 ページをお願いします。一番上の 3 恩給及び退職年金は、地方公務員共済制度が発足いたしました昭和 37 年以前に退職した職員に対しまして、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づき退職年金等を支給するもので、平成 28 年度は警察職員、教員を含めた合計で 110 名分を見込んでおります。

次の4 職員福利厚生事業費は、地方公務員法第 42 条の趣旨に基づき、職員の元気回復等を目的に福利厚生の増進を図るための経費です。具体的には、2つ目の職員福利厚生事業費補助金によりまして、球技大会などの事業に対して助成するものです。

次の5 福利厚生施設整備費は、職員住宅の整備や管理などに要する経費です。まず、職員住宅管理システム運用保守委託料は、職員住宅への入居の承認や台帳管理、それから使用料の徴収などを行うシステムの運用保守に係る業務を委託するものです。1つ飛びまして、職員住宅管理委託料は、県内の職員住宅の維持管理等を高知県住宅供給公社に委託するものです。

次の6 職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費です。まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、それから特殊健康診断などの健診の実施や結果通知、また保健指導などの業務を健診機関へ委託するものです。1つ飛びまして、職員健康管理システム改修等委託料は、システムのOSでありますWindows Vista のサポート期間の終了に伴い、新たなバージョンに対応するため健康管理システムの改修等を行うものです。次の健康管理費負担金は、地方職員共済組合が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担の5,000円を除いた費用の2分の1を負担するものです。

次の35 ページをお願いします。最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費です。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができるような体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めてきております。相談事業につきましては、引き続き職員厚生課スタッフや専門の精神科医、産業カウンセラーが連携して相談を受けまして、職員が重症化する前にカウンセリングや治療等の適切な対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、ストレスが少なく働きやすい職場づくりを目指して実施をしております職場ドックにつきましては、ほとんどの職場で取り組んでおりまして、情報共有や仕事のしやすさの工夫、それから執務環境の整備といった面で成果が出てきておりますので、来年度も引き続きこの取り組みを進めてまいります。

以上、職員厚生課の平成28年度当初予算総額は30億7,187万8,000円で、平成27年度と比較しますと5億1,608万6,000円、約14.4%の減となっております。この減額の主な要因としましては、退職手当の減によるものです。

続きまして、平成27年度の補正予算につきまして御説明をいたします。右肩④の議案説明書（補正予算）の16ページをお開きください。

まず、歳入の15 県債の（2）職員住宅等整備事業債の400万円は、職員住宅の改修工事の入札減によるものです。

歳出につきましては、次の17 ページの右の説明欄をごらんください。

1人件費の620万円余りの減額は、病気休職をしておりました職員が職場復帰をしたこ

とで、暫定的に配置されておりました職員数が年度途中で減となったことによるものです。

次の2 恩給及び退職年金の 590 万円余りの減額は、受給者数の減少によるものです。

最後の3 福利厚生施設整備費の 700 万円の減額は、職員住宅管理システム改修委託料や、歳入のところで申しあげました職員住宅の改修工事の入札減によるものです。

続きまして、条例議案です。これにつきましては、補足説明資料で説明をさせていただきます。議案補足説明資料の赤いインデックス、職員厚生課のページをごらんください。

今回改正いたしますこの条例は、地方公務員災害補償法に基づく公務災害や、労働者災害補償保険法に基づく労災の対象とはならない議会の議員、非常勤職員や臨時職員等に対する公務災害補償等を規定するものになっております。

今回改正いたします箇所としましては、附則の第5条になります。この附則第5条は、同一の原因によって生じた事故に対しまして、この条例に基づく災害補償年金と、それからほかの公的年金、例えば厚生年金保険法に基づく年金などになりますが、それらが重複して支給される場合に、その重複を調整する調整率を掛けて額を減額する規定をこの災害補償の側に置いてあるものです。

今回、労働者災害補償保険法施行令の一部が改正されまして、労災保険の傷病補償年金等と、それから同一の事由によって障害厚生年金が支給される場合の調整率が、現行の0.86から平成28年4月1日以降は0.88に改正されることになっております。法に基づく公務災害補償の場合は、この労災の調整率を考慮して政令で調整率を定めることになっておりますので、地方公務員災害補償法施行令におきまして、同様の改正がされております。条例に基づく公務災害補償の制度は、法に基づく公務災害や労災の制度との均衡を失したものであってはならないとされておりますので、本条例におきまして、傷病補償年金と休業補償につきまして、同様の改正を行うこととしております。また、昨年10月からの被用者年金制度の一元化によりまして、共済年金が厚生年金に統一されることとなりましたので、昨年6月議会におきまして、本条例について文言の修正等の必要な改正を行いました。今回の調整率の改正に伴い、改めて改正が必要になりました。このため、昨年6月議会で一部改正した箇所につきまして、今回のような調整率の改正の都度、改めて改正しなくても済むように、国の条例準則も参考にいたしまして、今回、規定の整備をあわせて行うこととしております。なお、これにより制度の内容自体には変更はございません。

次に、今回の改正の施行日としましては、最初に申しあげました調整率に関する部分は平成28年4月1日、それから被用者年金制度の一元化に関する部分は公布の日からということになります。また、今回の調整率の改正の経過措置としましては、上のほうの①にありますように、施行日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、それから休業補償につきましては、改正後の調整率を適用することになります。施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金につきましては、上のほうの②にありますように、施行日以後の

期間に係るものは改正後の調整率が適用され、下のほうの①にありますように、施行日前の期間に係るものは現行の調整率が適用されることとなります。また、休業補償につきましては、療養のため勤務することができずに給与の支給を受けていない、これが支給要件となっておりまして、それを満たす日ごとが、この支給すべき事由が生じた日ということになりますため、休業補償年金のように施行日前後の期間をまたいで給付することはありませんので、下のほうの②にありますように、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償は現行の調整率が適用されることとなります。

説明は以上となります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎三石委員 職員住宅の管理委託料は、どういう状況でしょうか。職員住宅の数に対してどのぐらい利用されているか、つかまれていますか。

◎松本職員厚生課長 現在、職員住宅の戸数自体は 636 戸ございまして、入居率としましては 70%台の後半をずっと推移しております。

◎三石委員 約 30%近くあいているということですね。

◎松本職員厚生課長 押しなべて 70%台ということではなくて、半分ぐらいは 90%以上の入居率のところもございまして、一方では入居率が低いこともありまして、トータルでは 70%台後半になっております。

◎三石委員 毎年というか、いつもこういう傾向にあるんですか。

◎松本職員厚生課長 入居率自体は、このところずっと 70%台後半で推移をしております。ただ、戸数自体は、例えば平成 25 年 4 月 1 日現在で、たしか 807 戸ぐらいあったかと思えますけれど、入居者がいなくて今後もなかなか入居が見込めない職員住宅につきましては集約化も進めてきておりまして、そういったことで、現時点では 636 戸まで減ってきている状況にございます。

◎池脇委員長 その他にありませんか。

(な し)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎池脇委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎菊地財政課長 まず、平成 28 年度当初予算から御説明を申し上げます。資料②、議案説明書（当初予算）の 36 ページをお開き願います。まず、歳入につきまして主なものを御説明させていただきます。

3 地方譲与税につきましては 125 億 5,300 万円を計上しておりまして、前年度比 14 億 7,200 万円の減となっております。1 地方法人特別譲与税につきまして、税制改正により、地方法人特別譲与税の原資であります地方法人特別税の税率が改正されたことに伴いまし

て、13億9,000万円の減額を見込んでいることによるものです。

次に、5 地方交付税につきましては、地方財政計画などを踏まえまして1,730億円余りを計上しております。前年度比で8億6,200万円の増になっています。なお、臨時財政対策債につきましては41億円余りの減少を見込んでいることによりまして、地方交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な交付税ベースでは33億円余りの減少を見込んでおるところです。

次に、37 ページ、10 財産収入です。財政課が所管しております各基金の利子収入につきまして、1億3,400万円余りを計上しております。

次に、38 ページをお開き願います。12の繰入金です。156億1,000万円余りを計上しております。このうち、財源不足に対応するための基金の取り崩しにつきましては、減債基金繰入のうち88億円余りと財政調整基金繰入の20億円、合わせて108億円余りとなっておりまして、前年度より1億円余りの増となっております。

次に、39 ページ、14 諸収入中の5収益事業収入につきましては28億9,900万円余りを計上しておりますが、近年の県内の宝くじの販売額の推移等を踏まえまして、前年度より6,900万円余りの増となっております。

次に、15 県債の16 臨時財政対策債は213億円余りを計上しておりますが、こちらは、地方財政計画などを踏まえ41億円余りの減となっております。

続きまして、歳出を御説明いたします。40 ページをお開き願います。まず、9 財政費ですが、右側の説明欄をごらんください。2の一般管理費ですが、知事、部局長などの交際費と職員の病休や産休などにより臨時職員を雇う場合などに充てる全庁の調整的な経費を計上しておるところです。

その下、3 財政管理費につきましては、財政課の事務費と部内の総務事務経費を計上しておるところです。下から2つ目の地方公会計標準ソフトウェア導入委託料につきましては、統一的な基準によります地方公会計の整備を図るため、国から提供されます地方公会計標準ソフトウェアを導入した環境構築及びその附随作業を委託するものでして、864万円を計上しております。

次に、41 ページの上から3つにつきましては、宝くじ協会などへの分担金、負担金などを計上しておるところです。

次に、上から5つ目の事務費につきましては、部内の総務事務の集中化分としての臨時職員の賃金やコピー代、電話代などを計上しております。

次に16 公債費の1元利償還費の説明欄ですが、2 県債管理特別会計繰出金につきましては、地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計に繰り出しを行うもので、700億6,600万円余りと、前年度より5億7,100万円余りの増となっています。詳細は、後ほど特別会計の説明の際に申し上げます。

次に 42 ページをお開きをお願いいたします。17 諸支出金のうち、2 基金のうち、1 減債基金の積立金については 67 億 4,900 万円余りと、前年度より 6 億 6,800 万円余りの増となっております。これは、民間金融機関から借り入れます満期一括方式の県債の借り入れに係る、将来の返済に備えるための積立金が増となったものでございます。退職手当基金、財政調整基金及び職員等こころざし特例基金は、それぞれ運用益を積み立てるものでございます。

次に、ページの中ほど、3 公営企業支出金のうち、1 電気事業会計支出金ですが、児童手当に伴う地方負担分につきまして、電気事業会計での所要額を一般会計から繰り出すものです。なお、児童手当につきましては、次の工業用水道事業会計支出金と病院事業会計支出金においても同様に負担金に計上をいたしております。

ページの一番下、病院事業会計支出金ですが、38 億 9,100 万円余りと、前年度より 4 億 100 万円余りの減となっております。内訳としましては、救急や高度医療、建設改良等に要する経費など繰り出し基準に基づき、病院事業会計に繰り出します負担金が 35 億 700 万円余りとなっておりまして、前年度より 7,000 万円余りの減となっております。また、病院事業会計貸付金につきましても 2 億 7,100 万円余りとなっており、近年の決算状況等を踏まえ、前年度より 3 億 3,800 万円余りの減となっております。

続きまして、県債管理特別会計について御説明いたします。761 ページをお願いします。まず歳入、県債管理収入ですけれども、一般会計からの繰入金 701 億 4,100 万円余りと、満期一括償還等に伴う借換債 378 億 3,900 万円を計上しております。

次に、762 ページをお願いします。歳出ですが、地方債元利償還金が 1,079 億 500 万円余りと、前年度より 39 億 3,700 万円余りの増となっております。これは、定時償還債の満期時償還の増などによるものです。

続きまして、平成 27 年度補正予算につきまして御説明を申し上げます。資料④、議案説明書（補正予算）の 18 ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、3 地方譲与税のうち、1 地方法人特別譲与税を 9 億 8,900 万円余り増額することとしております。これは、景気の持ち直し等に伴いまして、国の地方法人特別税収が全国的に増額したことに伴うものです。

次に、5 地方交付税につきまして、20 億 7,000 万円余りを増額することとしております。これは、地方財政計画に新たに計上されました、まち・ひと・しごと創生事業費等の費目が本県にとって有利に算定されるなど、基準財政需要額が当初の見込みを上回ったことなどに伴う増額です。

次の 19 ページをごらんいただきたいと思います。12 繰入金のうち 2 基金繰入金につきましては、2 月補正全体におきまして、国の経済対策や予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用しまして、財政調整として減債基金の取り崩しをルール外分の金額全額に

当たります 77 億 1,400 万円余り、財政調整基金の取り崩しにつきましても 27 億 3,700 万円余りをそれぞれ減額することとしております。

続きまして、歳出を御説明いたします。21 ページをお開き願います。まず、2 総務費の 9 財政費につきましても 500 万円余りを減額することとしております。これは、知事部局の調整的な経費、病気休暇とか出産休暇等の職員の代替臨時職員の賃金等を減額するものです。

次に、16 公債費の 1 元利償還費の説明欄、県債管理特別会計繰出金につきましても、7 億 9,100 万円余りを増額することとしております。こちらにつきましても、特別会計の元利償還金におきまして、9 月議会にて御報告をさせていただきましたが、元金償還の計上漏れがあったことなどによるものです。なお、9 月議会で御報告をさせていただきましたとおり、地方交付税の増等がありましたため、この計上漏れに伴う基金の取り崩しや県債の追加発行はございません。

同じく、21 ページから 22 ページにかけての 17 諸支出金です。諸支出金のうち 22 ページの 2 基金ですが、3,400 万円余りを増額することとしております。こちらは、運用益の見込みが増加したことにより、積立金を増額するものです。

次に、3 公営企業支出金ですが、3 病院事業会計支出金を 6 億 1,200 万円余り減額することとしております。こちらは、病院事業の収益的資金収支が見込みを上回り好転する見通しであるため、一般会計から病院事業会計への貸付金を減額するものなどです。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をいたします。414 ページをお願いします。まず、歳入の県債管理収入ですが、一般会計からの繰入金を 7 億 9,000 万円余り増額することとしております。

次に、415 ページをお開きいただきまして、歳出です。元利償還金を 7 億 9,100 万円余り増額することとしております。こちらは、元金の償還金の計上漏れがあったことなどによるものです。

予算に関しましては以上です。

次に、資料⑤、条例その他議案の資料の 69 ページをお開きいただきたいと思います。第 54 号議案、高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。この高知県職員等こころざし特例基金は、南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に本県の将来を担う子供たちの安全・安心を確保する対策をより一層推進することを目的に平成 25 年 7 月 1 日から設置をし、保育所や幼稚園等の高台移転等の南海トラフ地震対策関連事業に活用をしているところです。今回の改正は、高知県南海トラフ地震対策行動計画が 3 年間延長されることにあわせまして、「平成 28 年 5 月 31 日」までとしている当該基金の設置期間を「平成 31 年 5 月 31 日」まで延長しようとするものです。

財政課からの説明は、以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 1点だけお願いします。地方公会計標準ソフトウェアについて、課長の説明で国からの統一基準が示されて、それを受けての作業ということですが、こういう流れの中で、公会計に移行する目標年次はどんなに定めていますか。

◎菊地財政課長 国からは、平成27年1月に、平成27年度から平成29年度までの3カ年で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請があっておりまして、県につきましては、平成28年度決算について、平成29年度に財務書類を作成するスケジュール感で今進めておるところです。

◎上田（周）委員 公会計へ移行するに当たって、事務処理上いろんな課題があると思います。一つは、結構、財産・資産をあらわさないといけないということで、複式簿記の知識を持っておかないと結構厳しいと思いますが、そういったソフト的な部分も含めて、課長から、平成28年度中にそういう書類というお話がありましたが、そういう知識の部分での研修も必要かと個人的に思うんですが、そのあたり、その年度に向けてどう取り組んでいくか。

◎菊地財政課長 委員御指摘のとおりでして、まず、固定資産台帳の整備等々から始めて、さらに、職員一人一人に公会計とはこういうものだということをまず周知をしなければいけない。そのために、研修等もしなければいけないと考えておりますので、その辺は遺漏なきようにきっちりと対応していきたいと考えています。

◎上田（周）委員 先日の予算委員会で、知事に対して、国の財務状況、資産、負債という面で短い時間でしたが質問させていただきました。やはり県民の皆さんにより透明性を知らずという観点で、制度改正したと思うんです。いつまでと私も承知してないですけど、クリアしないといけない部分が大分ありますので、その辺、職員に重荷になってもいけないから、その辺もう一回。

◎菊地財政課長 繰り返しになりますけれども、これはきちっとやろうと思ったら、相当、職員にも負担をかけるかもしれませんので、その辺は過重な負担にはならないようにしながら、でも公会計とはこういうものだということをきちんと周知して、遺漏なきよう対応していきたいと考えております。

◎上田（周）委員 市町村振興課で聞くべきかもわかりませんが、市町村も同じようにいくんですよね。そのあたりも心配していますが。

◎梶総務部長 公会計の推進を、今進めておりますけれども、今の現金主義、単式簿記の予算・決算の姿は維持をします。その上で、複式簿記、発生主義による公会計による財務書類をつくらうというのが今回の取り組みです。委員御指摘のとおり、複式簿記の知識が地方公務員にあるかということ、一般的にはありません。したがって、簡易なソフトウェアを国で開発して無償でもう配っています。したがって、それほど複式簿記の知識がなくて

も、マニュアルに沿って進めれば財務処理はできるようにしています。今回の趣旨は、地方公務員が複式簿記の知識を覚えることに主眼があるわけではなくて、資産負債の状況とか、各施策ごとのコストの状況はどうかということを明らかにすることに意味がありますので、何が一番難しいかという資産評価です。各市町村も何が大変かという、自分たちが持っている資産の価値をどう評価するか、各所属がばらばらに持っている資産で、かつ、時価の計算なんかしていないところが多いんじゃないかと思うわけです。特に土地、減価するものについての資産の評価は大変だと思います。ですので、私どもが市町村に助言をする際にも、「資産評価は大変だろうけれども、これこれこういうことをやろう」と助言をするのが中心になっております。

◎上田（周）委員 部長の説明はよくわかりましたが、ソフトウェアがあっても、やはり借方、貸方とか、そういうことを理解しておいたら入りよいという視点で質問をさせていただきましたので、頑張ってください。

◎池脇委員長 ありませんか。

（な し）

◎池脇委員長 なければ、質疑を終わります。

〈税務課〉

◎池脇委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎松岡税務課長 税務課からは、一般会計の平成 28 年度当初予算案と平成 27 年度補正予算案、特別会計の平成 28 年度当初予算案と平成 27 年度補正予算案、及び、県税条例の一部を改正する条例議案の 5 件につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成 28 年度一般会計当初予算案です。資料②議案説明書（当初予算）の 44 ページをお願いします。平成 28 年度の歳入予算のうち県税収入ですが、来年度の税収は本年度中の景気の回復状況が一部に反映されますことと、法人事業税の税率引き上げなどもございますことから、本年度当初予算より 46 億円余り、率にして 7.7%増の 654 億円余りを見込んでおります。

主な税目ですが、上から 3 番目の個人の県民税です。企業収益の回復に伴います給与所得の増加などによりまして、平成 27 年度当初予算と比較しまして 8 億 4,000 万円余り、率にして 4.1%増の 216 億円余りを見込んでおります。その下の法人の県民税と一番下の法人の事業税、いわゆる法人 2 税ですが、いずれも国税である法人税における所得や法人税額がもとになりますので、おおむね同じような傾向を示すものですが、平成 28 年度につきましては、県民税で税率の引き下げ、事業税で税率の引き上げがございます。この関係で、それぞれ平成 27 年度当初予算と比較しまして、法人県民税は 1 億 8,000 万円余りの減、法人事業税は 24 億円余りの増を見込んでおります。

次の 45 ページをお願いします。地方消費税につきましては、後ほど御説明をします増

額補正後の平成27年度地方消費税決算見込みとほぼ同程度の124億円余りを見込んでおりますが、平成27年度の当初予算と比較しますと16億7,000万円余りの増となるものです。

次の不動産取得税です。平成27年度は、原始取得の県評価物件で病院など大口の課税がありましたことから、平成27年度当初と比べまして4.3%減の11億3,000万円余りを見込んでおります。

一番下の軽油引取税です。軽油を含む燃料油全体の需要は、物流の合理化や低燃費車両の普及などによりまして減少傾向が続いておりまして、4.8%減の47億8,000万円余りを見込んでおります。

46ページをお願いします。上から2つ目、自動車税ですが、軽自動車への移行も進んでおりまして長期的に減少傾向が続いており、1.2%減の77億1,000万円余りを見込んでおります。

最後に、地方消費税清算金です。清算金は県税に区分されるものではございませんが、一旦国から受け入れました地方消費税は、最終消費地に税収を帰属させるために都道府県間で清算をします。これは、本県が他県から払い込みを受ける額でして、5.1%増の275億円余りを見込んでおります。各税目とも直近の実績や景気動向、個別の変動要因のほか、税制改正の影響なども加味しながら見込んでおりますが、なお今後の動向に注意したいと考えております。

歳入につきましては、以上です。

次に、歳出です。49ページをお願いいたします。前年度と比較しまして2億6,000万円余りの減、総額23億円余りとなっております。主なものですが、1の人件費は、税務課と県税事務所を合わせました職員141名の給与です。

2の賦課徴収費は、県税を賦課徴収するための経費でして、上から3番目の県税等収納業務委託料は、コンビニでの県税等の収納業務を収納代行業者に委託するための経費です。税目を拡充したことから、若干の増としています。

4つ下の債権調査回収委託料は、税外債権につきまして専門知識や回収ノウハウを有する弁護士への外部委託により、当該債権の回収を促進しようとするための経費です。

50ページをお願いします。2つ目の地方税電子申告システム運用等負担金は、都道府県が共同で行っております、法人2税の電子申告システムの運用等に要する負担金です。

3つ下の地方消費税徴収取扱費負担金ですが、地方消費税は国税の消費税とともに国において賦課徴収され県に納付されますので、地方税法の規定に基づきまして国の徴収業務に要する経費を負担するものです。

先ほど委員から御指摘がございました、不服の関係、あるいは後ほど御説明をいたします猶予制度の改正の関係ですが、これの公報につきましては、この事務費、あるいは職員がやります場合には1の人件費において、その中でホームページの改修等を行う予定として

います。

次に、3 納税促進費ですが、県税収入確保のために市町村や特別徴収義務者に支払います交付金です。

2 番目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金と、3 番目の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、それぞれ個人県民税の賦課徴収を行います市町村や軽油引取税の特別徴収を行います石油販売店などに地方税法の定めなどに基づきまして、それぞれ交付金を交付するものです。

4 税務電算事業費は、県税の賦課徴収に係る一連の事務を電算システムで処理するために要する経費です。

1 番目の電算システム修正等委託料は、税制改正などに基づきまして、必要となりますシステム修正等の委託料です。

次の電算システム運用管理等委託料は、国や他の都道府県との間で複数税目につきまして税務事務の処理を行っておりますので、これに要する費用、経費です。

一番下の税務総合システム開発等委託料は、平成 28 年度から本格稼働いたします税務総合システムの運用保守に要する経費です。

51 ページをお願いします。収入証紙等管理特別会計繰出金につきましては、特別会計の部分で御説明を申し上げます。

次の諸支出金は、収納した県税の清算や市町村への交付、過誤納金の還付などに要する経費です。主なものにつきまして御説明を申し上げます。

1 の地方消費税清算金は、地方消費税の都道府県間での清算に関しまして、本県が他県へ支払います清算金です。地方消費税の増収に伴いまして、10 億円余りの増としています。

2 の利子割交付金から 7 の自動車取得税交付金までは、県税として収納した額のうち、一定割合を地方税法の規定に基づきまして市町村へ交付するものでして、このうち、5 の地方消費税交付金は 6 億円余りの増としております。

52 ページをお願いします。債務負担行為です。税務総合システムは、平成 25 年 3 月に 3 年間の開発と 5 年間の運用保守の契約をしており、このうち、平成 28 年度からの運用保守業務につきまして、消費税率の引き上げに伴う契約金額の増額につき計上をしているものでして、委託内容を変更するものではございません。税務総合システムですが、これまで分かれておりました自動車税のシステムとそれ以外の税目のシステムを統合すべく、平成 25 年度から本年度末まで、3 年間で開発を行っております。本格稼働は、平成 28 年 4 月からの平成 28 年度課税分から、新年度課税分からとなりますが、これに先立ちまして、新システムで使用する機器の入れかえを行いまして、またデータの移行も実施をしまして、2 月 15 日から運用を開始しています。4 月には人事異動がございまして、初めて税を担当する職員なども入ってまいります。システム移行は、比較的件数が少なく現場が安定して

いるときに行うことがよく、また、現場の目で、これまで税務課で行ってございましたテストの補強を行いまして、さらに精度を上げ、4月の本格稼働を迎えることとしたものです。当初は、想定外のことも発生しておりまして、現場からは税務課に100件を超える連絡が入っています。急ぎのものとそれ以外のものとの区分をして、現在、対応しているところですが、これまでのところ、納税者の皆様に対して大きな御迷惑をかけるようなトラブルは発生していません。これは、未然防止に向けまして、現場の職員や税務課の職員が努力していることによるものでして、4月の本格稼働に向けて、さらに現場と連絡を密にしたいと考えております。

次に、特別会計です。平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計当初予算案について御説明を申し上げます。744ページをお願いします。自動車取得税と新規登録の自動車税につきましては、地方税法の上では証紙収入によるとされております。さらに、証紙の貼付にかえまして収納計器により税額を表示させる方法によることができるとされておりますので、これに伴う経理につきまして特別会計で処理を行っております。

まず、歳入です。証紙収入といたしまして、10億2,000万円余りを計上しております。内訳としましては、収入証紙売り払い代金に相当いたします始動票札交付料が10億1,000万円余り。一般会計から繰り入れます、収入証紙売りさばき手数料に相当いたします収納計器取扱手数料が800万円余りとなっております。平成27年度当初と比べまして、500万円余りの増となっております。

次のページをお願いします。歳出です。一般会計への繰出金として、歳入の全額10億2,000万円余りを支出して、県税収入とするものです。

続きまして、平成27年度の補正予算案について御説明を申し上げます。資料④議案説明書（補正予算）の23ページをお願いします。

まず、一般会計のうち県税収入の補正です。本年度当初の税収を見積もりました昨年1月時点では、景気回復による税収の増加や税制改正を考慮し見込んでおりましたが、法人の景気回復の影響などが当初の見込みを超えて進行しておりまして、法人2税や地方消費税などで増収となり、全体としては33億円余りの増収が見込まれますので補正をお願いするものです。

増減の大きな税目につきまして、御説明を申し上げます。上から3番目の個人県民税は2億5,000万円余りの増としております。右端の説明欄をごらんください。一部に不確定要素もございますが、本年度の調定額の推移状況などから、所得割を1億1,000万円余りの増、配当割を1億円余りの減、株式等譲渡所得割を2億5,000万円余りの増と見込んでおります。その下の法人の県民税と、一番下の法人事業税ですが、当初予算では、消費税率引き上げに伴います駆け込み需要の反動減を考慮して見込んでおりましたが、全体的に堅調に推移していることから、法人2税で9.6%、12億円余りの増収となる見込みです。

次の 24 ページをお願いします。地方消費税につきましては、景気回復や税制改正の影響による増加が大きく、17 億 2,000 万円余りの増収となる見込みです。

次に、下から 3 番目の自動車取得税です。エコカー減税の基準切りかえで減税対象者の割合が減少するなどによりまして、全体として 1 億 9,000 万円余りの増収となる見込みです。

一番下の軽油引取税は、公共事業、公共工事の減少などから、当初と比べまして 2 億 2,000 万円余りの減収となる見込みです。

次に、25 ページをお願いします。真ん中から少し下の地方消費税清算金です。国から受け入れました地方消費税を最終消費地に帰属させるために都道府県間で精算を行います。これは本県が他県から払い込みを受ける額でして、19 億 3,000 万円余りの減額としております。全国の地方消費税収の実績が当初の見込みを上回っておりますことから、昨年 12 月議会におきまして 43 億 5,000 万円余りの増額補正を認めていただいたところですが、最終的な額がその見込みを下回りましたことから、今回減額をお願いするものです。

次に、歳出予算の補正につきまして、27 ページをお願いします。主なものですが、上から 3 番目、10 税務費につきまして、1,300 万円余りの増としております。右端の説明欄をごらんください。人件費のうち一般職給与費は、県税事務所を含めました 141 名の給与、手当、共済費に係るものでして、人事異動などにより 900 万円余りを増額するものです。市町村派遣職員費負担金は、税務課で香美市より 1 名の職員を交流職員として受け入れていますので、給与、通勤手当、共済費などの人件費を香美市に負担金として支払うものです。

次に、真ん中から下の 17 諸支出金です。12 月補正で認めていただきました額を最終的に下回りましたことから、本県から他県に払い込みます地方消費税清算金 5 億 2,000 万円余りと、市町村への地方消費税交付金 8 億 7,000 万円余りを減額するものです。

一般会計につきましては以上です。

次に、特別会計の平成 27 年度補正予算案につきまして御説明を申し上げます。402 ページをお願いします。一般会計で御説明しましたように、自動車取得税が見込みを上回ったため、歳入の部で始動票札交付料を、次の 403 ページの歳出の部で一般会計繰出金を、それぞれ 1 億 4,000 万円余り増額しようとするものです。

一般会計特別会計の予算につきましては以上です。

次に、条例議案につきまして御説明を申し上げます。別とじ資料の総務部という青いラベルの税務課の赤いラベルのところをお願いします。

改正の趣旨ですが、平成 26 年度税制改正におきまして、まず国税におきまして猶予制度の見直しが行われました。これを受けまして、平成 27 年度税制改正で地方税においても同様の見直しが行われ、平成 28 年 4 月から施行されることとなっています。地方税法の改

正は国税の改正を踏まえたものですが、担保の徴収基準など一定の事項につきましては条例で定めるとされましたことから、県税条例について所要の改正を行おうとするものです。

改正の中身としましては、猶予制度の見直しです。この猶予制度には2種類ございまして、次のページの表をごらんください。まず、徴収猶予ですが、納税者の申請に基づきまして、①から③の理由により県税を一時に納付できないときは1年の延長が可能で、最大2年以内の期間、強制的な徴収を猶予するものです。次に換価の猶予は、納税に誠実な意思を有する者が、①あるいは②の理由に該当する場合、これも1年の延長が可能で、最大2年以内の期間、既に差し押えをしました財産の換価や新たな差し押えを猶予するものです。なお、次の破線の枠の部分ですが、税を一時に納付することにより事業継続または生活維持を困難にするおそれがあるときは、従来職権による換価の猶予に加えまして、納税者からの申請による換価の猶予制度が新たに創設されております。

次に、条例改正の主な規定事項ですが、1ページにお戻りをいただきまして、ページの中ほど、イ主な規定事項をお願いいたします。地方税法の改正によりまして、担保の徴収基準などを条例で定めるとされたため、新たに条例で規定をするものです。国税の基準と異なる基準とする特段の理由もなく、また、同様の基準としたほうが納税者の皆様の理解が得られやすいことから、国税に準拠する改正としております。まず、分割納付の方法等ですが、最長2年の猶予期間内に毎月分割して納付することを可能としております。申請書記載事項としましては、猶予を必要とする事情や猶予金額及び期間、分割納付期限ごとの納税額等とし、申請書の添付書類としましては、財産目録、収支実績及び見込みのわかる書類等としております。申請による換価の猶予の申請期限は、徴収金の納期限から6カ月以内、申請による徴収猶予、換価の猶予の補正期限は、補正通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内としております。また、担保を徴する必要がない場合につきましては、猶予に係る金額が100万円以下である場合、あるいは猶予期間が3カ月以内の場合等としております。

最後に、施行期日ですが、平成28年4月1日としております。

以上で、税務課の説明を終わります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

(なし)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は、午後3時10分といたします。

(休憩 14時56分～15時10分)

◎西内副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。委員長から、所用のため欠席される旨の申し出がありましたので、副委員長の私が委員長の職務を行うこととします。また、梶原委員から少しおくれる旨の報告がありました。

また、本日の委員会において、三石委員から広報広聴課に対する御質問、それから、上田委員から人事課に対する質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

〈市町村振興課〉

◎西内副委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 当課より説明をさせていただきます議案は、平成 28 年度当初予算、平成 27 年度 2 月補正予算、高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案、公平委員会の事務の受託に関する議案が 5 件、公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案 1 件の計 9 件です。

まず、平成 28 年度当初予算について御説明を申し上げます。資料②、議案説明書（当初予算）の 53 ページをお開きください。

当課の歳入予算です。平成 28 年度は、9 国庫支出金、3 委託金として、参議院選挙執行管理費委託金 5 億 8,400 万円余り。また、54 ページの 14 諸収入、4 貸付金元利収入、1 貸付金元金収入として、自治福祉振興資金貸付金 3 億 9,500 万円余りを計上しております。合計では、ページの一番下の計のとおり、10 億 3,300 万円余りとなっております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。55 ページをお願いします。総額は一番上の 2 総務費にありますとおり、17 億 6,200 万円余りとなっております。前年度と比較をいたしまして、4 億 3,100 万円余りの減となっております。減となりました主な要因は、選挙執行管理費の減、それから平成 27 年度限りの経費でございました、自治会館の新庁舎建設に係る補助金 1 億円の減などです。

当課の歳出予算は、市町村振興費と選挙管理費、選挙執行管理費の 3 つの科目がございます。まず、1 つ目の市町村振興費は、前年度比 1 億 5,400 万円余りの減となっております。主な要因としては、平成 27 年度限りの経費でございました自治会館整備事業費補助金で 1 億円の減。自治福祉振興資金貸付金で 2,830 万円の減。市町村振興宝くじ交付金で 1,900 万円余りの減となっております。

続いて、主な項目につきまして御説明をいたします。右側の説明欄をごらんください。まず、2 の行財政運営支援費につきましては、市町村の行財政運営についての適切な助言、支援を行うための経費です。

3 つ目の項目の電子計算事務委託料ですが、これは普通交付税の算定に係る委託料です。

このページ一番下の、広域行政支援事業費補助金は、市町村の広域的な取り組みを支援するもので、市町村で構成する協議会等に対して、事務の共同処理の検討、協議に要する

経費として、50万円を定額で補助するほか、共同処理の開始に要する経費として、補助率2分の1で上限200万円を補助しようとするものです。

56ページをお願いします。一番上の段、市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づき、市町村長に権限移譲をしております事務の処理に要する経費を、地方財政法の規定に基づき交付するものです。

2つ下の段に移りまして、次は、3住民基本台帳ネットワークシステム事業費です。住民基本台帳ネットワークシステムでは、住基情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別の4情報、加えて住民票コードとマイナンバー、それらの変更情報を記録・保存をしております、法令や条例に基づく事務における本人確認に利用しているもので、住民の皆さんの利便性の向上や自治体における事務の効率化を図るために使用をしております。具体的には、一番多いものでは年金の現況届が現在省略をされておりますが、こういったものに活用されておりますし、パスポートの申請時の住民票の添付の省略といったものにも活用をされております。

当課の予算としては、システムの運用及び保守に係る経費としまして、保守管理委託料。また、地方公共団体が共同して運営をする組織でございます地方公共団体情報システム機構に対しまして、本人確認情報の事務処理等に要する経費を負担金として計上しております。

次に、ページ中ほどでございます、4市町村財政支援事業費です。まず、市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじでございますサマージャンボとオータムジャンボの収益金を公益財団法人高知縣市町村振興協会に交付するもので、市町村振興協会におきまして、各市町村への貸し付けですとか、共同で行う事業の財源として活用をされております。

次の自治福祉振興資金貸付金は、財政の健全化を確保しつつ、地域の特性を生かしたまちづくりを支援するため、市町村等に対して貸し付けを行うものです。

続きまして、ページ下でございます、2選挙費です。1選挙管理費のうち、右側の説明欄の1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。

57ページをお願いいたします。ページの中ほどでございます、2明るい選挙推進事業費では、将来の有権者でございます小中学生や高校生、大学生などの若者の対象とした出前授業ですとか、若者と議員の皆さんとの意見交換会、若者を対象としました参加型学習会などの各種啓発事業に係ります経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などを計上しております。

次に、2選挙執行管理費につきましては、平成28年7月の任期満了に伴います参議院議員選挙の執行、及び8月に任期満了となります高知海区漁業調整委員会委員選挙の執行に要する経費です。なお、参議院選挙は初めて合区による選挙となりますが、投票用紙や

選挙公報の印刷、市町村の投票所、開票所やポスター掲示場の設置経費などに対する交付金の交付などにつきましては、これまでどおり各県で実施をすることになっておりますので、必要となる予算につきましても、これまでどおりの計上となっております。また、候補者の皆様に交付する物資ですとか、物資の作成経費、選挙公営費負担金など、候補者の皆さんにかかわる経費につきましても、合区となることで候補者や関係事業者の皆さんに不便が生じないように、どちらの県でも対応できるように準備をしておくこととしておりますので、これまでどおりの予算計上としております。

平成 28 年度の当初予算の説明は以上です。

続きまして、平成 27 年度補正予算を御説明いたします。資料④の議案説明書（補正予算）の 30 ページをお願いいたします。

一番上、2 総務費にございますとおり、歳出予算といたしまして、総額で 6 億 1,400 万円余りの減額補正をお願いするものです。主な要因といたしましては、選挙執行管理費の減額となっております。

主な項目につきまして御説明いたします。ページ右の説明欄をごらんください。まず、2 住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてです。指定情報処理機関交付金の 670 万円余りの減額につきましては、地方公共団体情報システム機構の平成 26 年度決算の確定により、平成 27 年度の都道府県負担分が縮小をされたものです。

2 つ目は、3 市町村財政支援事業費です。このうち、市町村振興宝くじ交付金の 5,400 万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上額が当初予算の見込みよりも少なかったことによるものです。また、自治福祉振興資金貸付金の 1 億 2,500 万円余りの減額は、市町村の要望額が当初の見込みより減少したことによる減額です。

3 つ目に、選挙執行管理費です。まず、1 の県議会議員選挙執行経費の 5,700 万円余りの減額は、一部の選挙区で無投票になったことなどにより、市町村等交付金に不用が生じたものです。また、一番下になりますが、2 県知事選挙執行経費の 3 億 6,100 万円余りの減額は、知事選挙が無投票となりましたことから、市町村等交付金や選挙公営費負担金などに大幅な不用が生じたものです。

次に、繰越明許費について御説明いたします。32 ページをお開きください。平成 27 年度当初予算におきまして、自治会館の新庁舎を建設するための費用としまして、一部事務組合でございます高知県市町村総合事務組合への補助金 1 億円を計上しておりましたが、建設予定地から遺跡の発掘がございましたことなどの理由によりまして着工がおくれまして、完成が平成 28 年 8 月末に延期をされましたため、平成 28 年度に予算を繰り越しさせていただきますというものです。

以上が、補正予算の説明です。

続きまして、高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案について御説明

させていただきます。議案補足説明資料の市町村振興課の赤のインデックスを張っております資料で御説明をさせていただきます。

資料の1ページ、住民基本台帳法施行条例の改正についての1、条例改正の目的をごらんください。この条例改正の目的といたしましては、県民の利便の増進及び行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳法に基づき条例で定めることにより、県が、住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバーといった本人確認情報を利用することができる事務を追加すること、及び、法定利用事務を定めました総務省令が一部改正されたことに伴い、法定利用事務となった地方税の賦課徴収等に関します事務に係る規定を条例から削除しようとするものです。

次に、改正条例の概要について御説明いたします。まず、2の高知県住民基本台帳法施行条例で規定する事務の削除をごらんください。マイナンバー制度の導入に伴いまして、住民基本台帳法が改正をされまして、本人確認情報を利用できます法定利用事務が追加されることによりまして、本県が条例利用事務としておりました事務のうち、中に法定利用事務に該当するものとの重複が生じますことから、重複する事務を条例から削除しようとするものです。具体的には、下の表の右側にございます事務が、法定利用事務に追加されたことによりまして、本県の条例利用事務としております事務のうち、表の左側にございます地方税に関します5事務が法定利用事務と重複することになりますので、削除しようとするものです。

次に、2ページをお開きください。3の高知県住民基本台帳法施行条例で規定する事務の追加をごらんください。県民の利便の増進及び行政事務の効率化を図るため、条例利用事務を追加しようとするものです。前回の全庁的な調査によります事務の追加を平成24年度に行っておりまして、一定期間が経過をしておりますことから、今回、改めて全庁的に調査を実施しました。その結果、4つの事務を追加させていただきたいと考えております。

まず、(1)の県民の利便の増進に資する事務です。申請の際に住民票の添付を義務づけている事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用によって、本人確認を行うことで住民票の添付を不要にしようとするもので、県民の方々の利便を増進する効果を期待するものです。これに該当する事務として、現在、条例では17の事務を定めておりまして、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用しております。これに下の2事務を追加したいと考えております。

まず、1つ目でございます特定疾患医療受給者証の交付の申請等に関する事務は、特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患を対象に、医療費等の公費負担を行っておりますが、その認定の際に住民票の添付を現在義務づけているものです。

続きまして、介護保険法による介護支援専門員の登録の申請に関する事務です。いわゆ

るケアマネジャーの登録の申請の事務でして、平成 24 年 7 月の厚生労働省通知により、登録の際に本人確認が必要とされたことから、現在、住民票の添付を義務づけているものです。

続きまして、(2) の行政事務の効率化に資する事務です。本県から通知書等を発送した際に、転居先不明で通知書等が返戻された場合などに、所在の確認をするために市町村に住民票を公用で請求をし、所在の確認をするといったことがございますが、こういった場合に、市町村への公用請求にかわって、住民基本台帳ネットワークシステムの利用により本人確認を行うことができるようにしようとするもので、県の行政事務の効率化とともに、各市町村の事務の負担軽減にもつながるものです。これに該当いたします事務としては、現在、条例で定める 35 の事務において、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用しております。これに下の 2 事務を追加したいと考えております。

まず、道路法の負担金等に係る債権の回収に関する事務は、事故など他の工事を原因として必要となる道路の工事の費用について原因者に負担させるもので、その債権回収の際に住民票の公用請求をしているものです。

次に、地方公務員法による審査請求に関する事務は、審査請求をした後に退職をされた職員や免職処分となった職員の現住所の確認をするために、住民票の公用請求をしているものです。

それから、3 番のその他の事務につきましては、今回追加する事務はございませんが、現在、災害時における県民の安否の確認等に関する事務の 1 事務で、本人確認情報を利用しております。

なお、追加いたします 4 つの事務を御説明いたしましたが、この 4 事務を追加するに当たりましては、住民基本台帳法などの規定に基づきまして、1 月 28 日に開催をいただきました高知県個人情報保護制度委員会において御審議をいただき、本人確認情報を利用することにつきまして、御承認をいただいております。

なお、資料にはございませんが、条例の施行日ですが、総務省令が既に施行されております。また、新たに追加しようとする事務におきましても、速やかに本人確認情報の利用を開始することによりまして、より県民の利便の増進、行政事務の効率化を図ることができると考えますことから、地方公務員法による審査請求に関する事務を除きまして、公布の日から施行させていただきたいと考えております。なお、地方公務員法による審査請求に関する事務の規定につきましては、4 月 1 日付けで改正地方公務員法が施行されまして、不服申立てという文言が審査請求に改めますことから、このタイミングに合わせまして、4 月 1 日施行にさせていただきたいと考えております。

以上が、条例議案につきましても説明です。

続きまして、公平委員会の事務の受託に関する議案 5 件と、公平委員会の事務の受託の

廃止に関する議案 1 件について御説明いたします。資料⑤、条例その他議案の 161 ページをお願いします。

第 80 号議案の公平委員会の事務の受託に関する議案について、御説明をさせていただきます。香美郡殖林組合は、地方公共団体の一部事務組合であることから、地方公務員法第 7 条第 3 項において、職員の不利益処分の不服申立ての審査などを行う公平委員会を設置するものとされ、同条第 4 項により、他の人事委員会に委託できることが定められております。今回、地方公務員法の改正によりまして、新たに職員の退職管理に関する公平委員会事務が追加されたことから、当該組合の公平委員会について、県の人事委員会に委託をする申し出がございましたので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づきまして、公平委員会の事務を受託することについて、議会にお諮りをするものです。なお、163 ページの第 81 号議案は、同様の内容につきまして、津野山広域事務組合。165 ページの第 82 号議案は、同様の内容につきまして、高知県広域食肉センター事務組合。167 ページは、第 83 号議案で、高幡障害者支援施設組合。及び、169 ページでは、第 84 号議案としまして、同様の内容で、高知県・高知市病院企業団についても、各団体の公平委員会の事務を受託することについて議会にお諮りをするものです。

次に、171 ページをごらんをいただきたいと思います。第 85 号議案の公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案について、御説明をさせていただきます。いの町及び日高村の 2 町村で構成する一部事務組合でございます仁淀川中央清掃事務組合が、平成 28 年 3 月 31 日をもって解散をすることに伴いまして、地方自治法の規定に基づき、公平委員会の事務の受託に関する規約を廃止することにつきまして、議会にお諮りをするものです。

以上で、市町村振興課からの説明を終わります。

◎西内副委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 平成 28 年度の新規分だと思いますが、広域行政の支援事業で、課長から広域的な取り組みに対する補助という説明がありました。この 400 万円は、具体的に補助先が今決まって動いているのか、そのあたり。

◎成田市町村振興課長 市町村から要望を募りまして、それに基づいて予算計上をさせていただいております。1 つは中芸広域連合で、戸籍事務の共同化の経費に対する補助が 200 万円です。もう一つは、安芸広域市町村圏事務組合の中に、新たに租税債権管理機構の立ち上げをするということが、構成市町村で決定をしておりますので、その事務所の立ち上げとか、車の購入とか、初期費用に対しまして 200 万円を限度に補助するものです。

◎上田（周）委員 それともう 1 点。県貸しです、ずっと来ていますが。平成 28 年度から、一方で地方創生の加速化交付金が新たにできますね。県貸しも、市町村が地域づくりに資するということですのでごくいい制度だと思いますが、毎年その半分ぐらい不用が出ています

ので、今の段階で市町村振興課として、そのあたり予算編成のときに考える段階じゃないかと思いますが、課長のお考えを。

◎成田市町村振興課長 例年、自治福祉振興資金、いわゆる県貸しも、市町村の御要望をお聞きをして予算編成をしております。近年は、金利が物すごく下がっていることとあわせまして、リーマンショック以降、毎年度、経済対策の使い勝手のいい補正がございましたことから、その交付金を充てるということに乗りかえたいということも結構ございまして、結果的に不用が出ておるということが続いている状況かと思っております。ただ、市町村によりましては、財政状況、具体的には、例えば退職手当債なんかというような厳しい起債も借りなければ財政運用がしにくいような団体もありますので、一定の役割はあるとは考えております。それに、平成 27 年度におきましては、これまでありました使い勝手のいい経済対策はなくなりました。今後もうちょっと様子を見ていかないといけないんじゃないかと、私は考えておるところです。

◎上田（周）委員 今、退職手当の話もありましたが、やはり制度として残すべきだと私も思っていますので、また御検討いただければと思います。

◎中根委員 公平委員会について少し説明をしていただきたいと思います。いろんなところの公平委員会を県が受託することが本当に適当なのかどうか、説明してください。

◎成田市町村振興課長 地方自治法の中で、人口が 15 万人未満の市町村においては、人事委員会か公平委員会を置きなさいということになっておりまして、先ほど申し上げましたように、「他の団体に委託することもできます」という規定になっております。今、県内の市町村を見ますと、高知市が独自に置いている以外は、市町村も含めて県の人事委員会に公平委員会の事務を委託しておる状況です。小さい団体で、頻繁に事例があつては困るような委員会であるとは思いますが、ノウハウの蓄積ということもなかなか難しい面があるかと思いますので、そういう選択をされておるのではないかと考えております。

◎中根委員 大丈夫だからこういう議案が出ているんだとは思いますが、人的配置、それから、いろんなことが起こったときの対応については、たくさんを抱えて大丈夫なものですか。

◎成田市町村振興課長 人事課でも御説明をしましたが、今回、地方公務員法の退職管理が新たに規定をされまして、新たに 5 つ公平委員会の事務を県の人事委員会に委託をしたいと申し出ておる一部事務組合は、これまで専任の職員がいなかった、あるいは、地方公営企業であつて、地方公営企業法によって、これまで公平委員会は持たなくてもいいところへ、今回どうしても退職管理をやらなければならないというところで、委託というお話をいただいておりますので、そういう事情を考えますと、特に高知県は小規模な団体ばかりですので、やむを得ないのではないかと考えております。

◎中根委員 異論があるわけではありません。ただ、3,300 人体制を崩さないでやりくり

をしている実態なので、本当に必要とあらば、人的配置をいかにするかも考えるような部署かという思いもあって、ちょっとお聞きしました。

あと、別の件ですけれど、住民基本台帳のことです。マイナンバーが全てを総括するような形になって、事故があったらどうするんだという思いが消えないです。それでもこういうふうに進んでいっているわけです。そんな中で、高知県の場合がこういうふうというその条例ですけれども、高知県だけがここは抜いてとか、足並みをそろえないとかいう考え方はできるようになっているんですか。条例は高知県がつくるけれど、国との対応の問題としてはどんなふうにお考えか。

◎成田市町村振興課長 法定利用事務も幾つかございます。先ほど、県条例事務として挙げておった5つが法定事務に該当するようになりましたと御説明しましたけれども。法定利用事務で、例えばこれは自治体ではないですけれども、年金機構に現況届、存否の確認ということで、毎年5億件を超える情報が行ったりもしております。条例で何を定めるかにつきましては、法律上何かの定めがあるということではないかとは考えております。ただ、現に県民の皆さんに申請をいただいているときに、住民票なんかを添付をしていただいている事務で、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報、これは非常に限られます。例えば家族情報、世帯主は誰かという情報はありませんので、限られる情報の中で確認ができるのであれば、行政側で確認をして、住民票の添付を省略できるようにしましょうということ、全庁調査もしております。一方で、公用請求をもととしておる者について、県もなぐれますし、市町村もなぐれます。それがこういうデータを使って、効率的にやれるのであればそういうふうにとやろうということ。新たな分野に手を広げようということではなしに、あくまでも県民の皆さんの利便の向上と、行政、市町村も含めた行政の効率化ということで進めておるものですので、範囲を広げておるものではないと御理解をいただけたらと思います。

◎中根委員 例えば、県をまたがって転居した場合、県と県との違いは今の時点ではあり得るわけですね。

◎成田市町村振興課長 条例利用事務につきましてはあります。

◎西内副委員長 ほかにございますか。

(な し)

◎西内副委員長 質疑を終わります。

〈統計課〉

◎西内副委員長 次に、統計課の説明を求めます。

◎隅田統計課長 統計課の平成28年度当初予算について、御説明いたします。お手元の資料②の議案説明書の59ページをお開きください。

まず、歳入予算について御説明いたします。総額は2億6,046万3,000円で、平成27

年度当初予算と比べて3億6,195万6,000円の減少となっておりますが、これは国勢調査に関する経費4億円余りがなくなったことが主な要因です。

次に、歳出予算について御説明します。次の60ページをお開きください。歳出科目は12目の統計費です。予算総額は3億1,149万2,000円となっております。平成27年度と比べまして3億8,085万6,000円の減少となっておりますが、先ほど御説明したとおり、国勢調査に関する経費がなくなったためです。予算の財源内訳では、当課の業務が、主に国の統計調査を法定受託事務として行っておりますことから、83.6%が国費ということになっております。

課の事業の全体概要を御説明いたします。細目事業は、60ページの1の人件費から63ページにかけて17ございますが、このうち、3の社会生活基本調査費から16経済センサス費までの14の事業の財源が、全て国費で国の統計調査ごとに予算を計上しています。それぞれの事業ごとに必要となる統計調査員の報酬や職員の時間外勤務手当である一般職給与費、調査を行う市町村に対する交付金のほか、調査対象者への謝礼や旅費などの事務費を計上しております。

細目事業の説明につきましては、新たな調査や予算額が大きな調査を中心に説明させていただきます。まず、最初に1の人件費は、当課職員に係るものです。

2つ目の2の統計整備普及費です。

2つ目にある統計調査員確保対策事業委託料は、調査員を希望される方の登録や研修などを市町村に委託する経費です。

国庫支出金精算返納金1,100万円は、前年度に受け入れた国費の精算に行うための経費です。なお、この予算の額は過去の返納実績を参考に計上しております。

次の事務費は、主に統計課で発行しています高知県の姿や県政の主要指標など、7種類の統計刊行物の印刷等に要する経費です。

3の社会生活基本調査費です。5年周期の調査で、前回は平成23年に実施しています。調査期日は10月20日で、約1,500世帯、県下全域10歳以上の世帯員を対象に、県民の生活時間の配分や余暇時間における主な活動について調査をすることになります。

61ページに移っていただきまして、4の労働力調査費です。毎月、県内の約500世帯に御協力をいただき、月末1週間の就業・不就業の労働状態を調査しております。

6の家計調査費です。毎月、高知市と四万十市で合わせて117世帯に家計簿をつけていただいて、世帯の収入・支出や、あと、年2回貯蓄などの動向も調査させていただいております。

62ページに移っていただきまして、10の毎月勤労統計調査費です。この調査は、毎月、県内の常用雇用者が5人以上の約430の事業所を対象に、給与や労働時間、雇用の変動を調べ、景気動向の判断などに活用しております。また、この毎月の調査のほか、7月には

4人以上の従業者の小規模な約300の事業所を対象にした特別調査も行っております。

63ページに移っていただきまして、16の経済センサス費です。これは、経済の実態を同一時点で包括的に把握をするために、平成21年に創設されたもので、事業所、企業所の基本的構造を明らかにする経済センサス基礎調査と、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする経済センサス活動調査の2つの調査から成り立っております。平成28年度に実施しますのは、6月1日を調査期日として、個人の農林漁家及び国、地方公共団体を除く全ての事業所を対象に、経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業内容、売り上げ及び費用の金額、事業別売上金額などを調査することになりますので、経済センサス活動調査として実施させていただくものです。

最後に、17の県民経済等分析事業費です。県単独事業となりますが、景気動向を示す指標として、毎月の鉱工業生産指数を作成、公表するほか、県や市町村の経済規模や産業構造等を推計する県民経済計算や市町村経済統計を作成しております。また、経済波及効果の基礎資料などに活用されます産業連関表の作成も行っております。

平成28年度の当初予算につきましては以上です。

続きまして、統計課の平成27年度補正予算について、御説明いたします。お手元の資料④の議案説明書33ページをお願いします。

歳入につきましては、国勢調査などの国からの委託費が当初の見込みより少なかったことにより、統計費委託金を1,302万4,000円減額するものです。

次に、34ページをお願いします。歳出につきましては、職員の人件費を含めて2,979万8,000円を減額するものです。そのうち、統計整備普及費は、国庫支出金精算返納金が当初の見込みより少なかったこと。また、国勢調査費では、審査業務を効率的に行った結果、時間外勤務手当が大幅に減少したことで減額となっております。また、工業統計補完調査費では、調査委託料の入札残が生じたことなどから減額をさせていただいております。

以上で、統計課からの説明を終わります。

◎西内副委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内副委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎西内副委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎沢田管財課長 平成28年度当初予算案の概要について、御説明いたします。資料②議案説明書(当初予算)の64ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。中ほどの1総務使用料、(1)庁舎等使用料ですが、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎の目的外使用許可に係る使用料収入です。

次に、下から2番目、財産収入の1財産貸付収入ですが、職員宿舍の貸付料と管財課で所管する普通財産の貸付料収入です。

65 ページをお願いします。中ほど、14 諸収入、5 総務部収入ですが、主なものは、職員駐車場の利用料収入などです。

次に、歳出について御説明いたします。66 ページ、67 ページをお願いします。右側の説明欄に沿いまして説明させていただきます。

66 ページ、1 の人件費は管財課 11 人の給与費です。

67 ページをお願いします。管財総務費、事務費は、文書の收受や発送、設備管理などの業務に従事する非常勤職員に係る報酬と、集中管理しております貸し出し用公用車 33 台の維持管理に要する経費などです。

3 財産管理費は、県有財産の管理や処分などを行うための経費です。

まず、船舶等損害保険料は、漁業取締船や浮魚礁といった県有船舶などの事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料です。

県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、県庁舎など県有施設の火災などに備える保険料です。

次に、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅などの県以外の者が使用する県有財産が所在しております市町村に対し、固定資産税にかわるものとして、固定資産税の標準税率と同じ 100 分の 1.4 の額を交付するものです。

4 庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎、北庁舎などの維持管理に要する経費です。

まず、清掃等委託料につきましては、本庁舎等の清掃や駐車場整理業務など、26 件の業務委託に係る経費です。

本庁舎等警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料につきましては、本庁舎等の警備業務や機械設備、電話交換設備等の保守管理など、6 件の業務委託に係るものです。

68 ページをお願いします。6 番目の庁舎営繕工事請負費につきましては、機構改革に伴う課室の間仕切り変更や、庁舎設備の維持修繕のために必要な工事費のほか、来年度につきましては大きく4つの工事を予定しています。まず、第一に、西庁舎が建設後約30年を経過しており、設備の老朽化が進んでおり、本年度に実施しておりますエレベーター改修工事に引き続きまして、来年度は受変電設備の全面改修工事を実施します。また、南海トラフ地震に備えまして、北庁舎の非常用発電機につきまして、配電回路を改修し、停電時におきましても、本庁舎と同等の照明、コンセント等の確保を図るための工事をします。3つ目としまして、議会棟の電気室につきましては、現在、配電設備が地下にありますことから、浸水による電気系統の破損のおそれがありますので、それを防ぐため設備を屋外に移設する工事。4つ目としまして、本庁舎の電源につきましては、埋設ケーブルにより

電力の供給を受けていますが、四国電力におきましては、ケーブルが震災により破断した場合に備え、応急措置としまして、道路沿いに仮設電柱を設置し、架空線で電力を供給する計画となっています。その電力の供給を受けるために、庁舎側に受け口を設置しますとともに、屋上にございます配電設備までの配線を行う工事などの対策を実施することとしております。

管理費につきましては、本庁舎等に係る光熱水費や修繕等に要する経費です。

次に、5県有建築物南海トラフ地震対策基金です。この基金は、運用を会計管理者に依頼して行っていますが、その運用益等を同基金に積み立てるものです。

70ページをお願いします。債務負担行為です。庁舎営繕費として、2億4,264万6,000円を計上しています。内容につきましては、先ほど御説明しました庁舎の営繕工事に係る経費です。いずれの工事も設計工事に日数を要しますことから、債務負担行為をお願いします。

以上、管財課の平成28年度当初予算額は8億9,247万3,000円となっており、前年度予算と比べ2億898万6,000円の減額となっています。減額となりました主な要因は、先ほど御説明しました庁舎の営繕工事費のうち、2億4,000万円余りを債務負担行為としておりますことから、現年予算につきましては減額になったことなどによるものです。

一般会計は以上です。

次に、特別会計です。764ページをお願いします。特別会計土地取得事業です。3財産収入は、基金の運用益です。

次の765ページをお願いします。説明欄、管理費は、土地開発基金で新たに土地を購入する必要が生じた場合に備えて、測量登記の委託経費などを計上しているものです。

特別予算案は以上です。

次に、補正予算につきまして御説明します。資料④議案説明書（補正予算）の36ページをお願いします。説明欄の2庁舎管理費につきまして、本庁舎等の清掃、警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料、庁舎営繕工事請負費などの契約に係ります入札残及び管理費が見込みを下回ったことによる減額です。

以上で、管財課の説明を終わります。

◎西内副委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内副委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

続いて、総務部から、3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈人事課〉

◎西内副委員長 最初に、「職員の懲戒処分について」、人事課の説明を求めます。

◎澤田人事課長 報告に先立ちまして、先ほど人事課の質疑の中で、民間への派遣研修の人数の御質問が中根委員からございました。休憩時間にお配りしたホッチキスどめの資料の2ページにつけております。

それでは、報告をさせていただきます。お手元の総務委員会資料、報告事項の人事課のインデックスのページをお願いします。

部長から総括説明で申し上げましたとおり、2月1日付けで2名の職員を懲戒処分としました。懲戒処分の公表基準に沿って御報告をします。

まず、1件目。児童買春・児童ポルノ禁止法違反に関する懲戒処分です。処分を受けた職員は、総務部人事課主事、佐藤将26歳です。

処分の事由は、私用で上京していた昨年5月5日に、東京都内の性的サービスを提供していた店舗内において、女性から性的サービスを受けていたところ、この店舗に捜査に入った警察署の刑事から任意での事情聴取を受けるに至り、その結果、女性が18歳に満たないことを知りながら性交類似行為をしたとして、本年1月8日付けで高知簡易裁判所から、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で、罰金30万円の略式命令を受けたものです。法令を遵守するとともに、青少年の健全な育成を支援すべき社会人としてはもとより、公務員としてはあってはならない行為であり、県民の県政への信頼を大きく裏切るもので、その責任は極めて重大であります。職員のこの行為は、職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条等の規定に違反するものであり、処分の内容としまして、停職3月間の懲戒処分としました。また、職員を管理監督する立場にあった職員1名を文書注意としました。

処分を受けた職員は、所属の事情聴取に対して、「今回、事案の店舗を利用したのは初めてで、普通の性風俗店と同様に考えていた」、「女性の年齢は意識していなかった」と申しておりますが、略式命令を受けて、罰金を既に納付をしたことから、起訴事実を認めた形となっております。職員自身、今回の行為は、法令を遵守すべき公務員としての自覚に欠けた行為であるとともに、県民の信頼を裏切る行為であった。法令遵守の徹底を職員に呼びかける立場である人事課に所属していながら、このような事件を起こしてしまったことに対する申しわけなさや恥ずかしさでいっぱいであると申しており、深く反省しているところです。

この職員には、停職期間中においても、定期的に日常の生活状況や心境を報告させることにより、一層の反省をさせることとしております。

次のページをごらんください。2件目の欠勤に関する懲戒処分です。処分を受けた職員は、土木部に在籍する主任です。

処分の事由は、延べ14日と13時間30分を欠勤したものです。職員は体調不良により、20日間付与されていた年次有給休暇を全て取得した後に、結果として欠勤するに至ったも

のではありませんが、正当な理由を示すことなく、職務に専念しなければいけない義務を果たさなかったもので、このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条と、職務専念義務を定めた同法第 35 条の規定に違反するものです。また、過去に同様の事由で懲戒処分を受けていたことも加味し、処分の内容としましては、6 月間給料月額額の 10 分の 1 を減給する懲戒処分としました。このことについて、改めまして県民の皆様におわびを申し上げます。

また、2 月 2 日付けで総務部長通知を行い、今後このような不祥事を再び起こさないよう全ての職員に対しまして、法令の遵守の徹底や信用失墜行為の禁止、職務専念義務の徹底とともに、一部の不心得な職員の不祥事が、県民の皆様から県職員全体への信頼を損ない、県政全体に対する不信を招くことについて、いま一度認識するよう徹底したところであります。

さらに、3 月 7 日には、来年度の事務事業の円滑なスタートに向けまして、官民協働や市町村政との連携協調を意識していくとともに、公務員倫理の確立と服務規律の確保について、地方公務員法に規定されるサービスの宣誓の意義や、職員倫理条例に基づく倫理行動基準等を再認識するため、それらの内容を記載した文書を所属長から職員一人一人に手渡しするなどして、常に身近において見返すことができるように周知徹底を図ったところです。今後も引き続き県民の皆様への県政に対する信頼の回復に努めてまいります。

私のほうからの報告は以上です。

◎西内副委員長 質疑を行います。

◎梶原委員 前段のほうについてですが。任意で事情聴取を受けたときに、18 歳に満たないことを知りながらと言われておりまして、その結果、罰金を納付した。ただ、当該職員によると利用したのは初めてで、年齢のことは意識してなかったと。どちらなんですか。

◎澤田人事課長 所属で本人に事情を聞いたところによりますと、警察から任意の事情聴取の際に、女性が年齢を伝えたと言っていると言われて、十分意識していなかったもので、明確に否定する記憶もなく、女性がそう言うんだったらそうかもしれないと認めたものです。

◎梶原委員 今回、懲戒処分に値する事案であるからこそ、こういう処分になっているわけですけども。これまで、教育委員会の教員も、警察もさまざまな不祥事の事例の報告があって、特に相手が児童・生徒に対する教職員の買春とかいったことに対して、被害を受けた児童・生徒が特定されないようにという配慮が一番大事ですけども、起こした事例の悪質さという観点でいえば、言葉は悪いですけども、大変悪質なことを起こした張本人が、被害を受けた人の特定をされないようにという名目で、のうのうと知られずにいると。今回なんかは先ほど本人のことを言われたように、氏名も公表されて、申しわけなさりと恥ずかしさでいっぱいだという懲罰的な思いもすごくしている中で、どう考えても悪質

なことを起こした者が氏名の公表等々もされずにおるのがいかなものかという思いは同じくされているとは思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

◎澤田人事課長 現在の公表基準ですと、停職以上の処分の場合は実名を公表するという形にしております。ただ、先ほどお話のあったとおり、相手方のプライバシー等に配慮して、公表することによってそれが侵害されることになると、一部公表しないことができるという基準で実施をしているところです。今回については、特に、特定の相手方が明確に確定されるおそれがないであろうと判断をして実名公表にしたところです。その辺のバランスがあらうかと思えますけれども、あくまで相手方のプライバシーの侵害が、より過剰になされるかどうかで判断したということです。

◎西内副委員長 ほかにございますか。

(な し)

◎西内副委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎西内副委員長 次に、「本庁舎免震装置交換工事について」及び「本庁舎及び議会棟における警備体制について」、管財課の説明を求めます。

◎沢田管財課長 管財課からは、2件御報告をさせていただきます。総務委員会資料、報告事項の管財課のインデックスの箇所をお願いします。

まず、本庁舎に使用されております東洋ゴム工業社製免震装置の交換につきましては、9月議会の常任委員会でも御報告をさせていただいておりますけれども、それ以降の対応等につきまして御報告をさせていただきます。

まず、昨年10月に工事に係ります設計及び監理について、11月に交換工事について、それぞれ東洋ゴム工業、設計会社、請負会社、県との間で合意書と契約書を締結しました。

交換工事の概要ですが、工事は、本庁舎の地下にございます免震装置を設置してあります免震ピットにジャッキを設置し、庁舎全体をジャッキアップして装置を交換することとしております。ジャッキアップは、基礎部分と接続してありますボルト1センチ程度を緩めまして、庁舎を持ち上げますが、すき間部分にはスペーサーをかまし、工事中も免震装置の機能を維持しますとともに、ジャッキ自体にもすべり支承という装置を組み入れまして、揺れてもジャッキが倒れないような対策を施すことで、交換工事中の耐震性能と安全を維持することとしております。

次に、交換のスケジュールですが、昨年の契約書締結時点で、工事請負会社が既に交換用の免震装置を発注済みです。装置の完成が5月ごろとなる予定となっております。そのため、装置の完成とともに交換に着手できますよう、先月22日から正庁棟東側に工事ヤードの設営に着手しますとともに、今月中には交換作業の支障となります免震ピット内の配管等に移設する工事に着手をします。その後、ジャッキを設置し、6月には免震装置の交

換工事に着手する予定としております。請負業者によりますと、「既に同様の手法で交換工事を完了させた物件があり、交換手法としては問題ないものの、県庁の本庁舎は規模が大きいこと、建物自体の建築年次が古く、慎重に対応する必要があること」とのことで、工期には多少余裕を見えていますが、本年中には交換工事が終了する見込みとなっております。

なお、工事期間中ですが、先ほど御説明申し上げましたように、庁舎全体をジャッキアップしますので、玄関口など1センチ程度の段差が生じることから、これを解消して、通行等に支障のないような措置を講ずる予定としております。また、騒音・振動につきましては、特に騒音や振動が発生する工事は予定されておられませんので、前回耐震工事を実施したときのようなことはなく、ほぼ通常環境で職務の遂行が可能であると考えております。ただ、工事機械の運転音や工事車両の出入りなどで、来庁の皆様や職員に迷惑をおかけすることとなりますが、安全、スムーズな施工に努めたいと考えております。

本庁舎の免震装置の交換工事につきましては以上です。

続きまして、次のページをお願いします。本庁舎及び議会棟における警備体制についてです。昨年11月に議会棟で発生した委託先警備会社の警備員による窃盗事件につきまして、12月県議会の総務委員会で報告した際、委員の皆様方から警備会社に対し、「事の重大さを深く認識し、誠意ある対応を望む」という御意見や、私どもに対しても、警備会社に対する厳正な対応を求める旨の御意見をいただきました。

その後の対応につきまして、御報告をさせていただきます。委員会での報告の後、委託先警備会社と今後の対応につきまして協議をしておりましたところ、12月25日に至りまして、今回の不祥事の責任をとり、社長が辞任する旨の報告がございました。さらに、年明けの1月12日には、同社から今回の不祥事について、社として深く反省をしており、業務を辞退したい。については、2月から業務保証人に業務を引き継ぎたい旨の申し入れがございましたため、本年2月1日から、現契約の残期間である6月30日までの間の警備委託契約を業務保証人である株式会社プロルートが引き継ぎ警備を実施しております。

業務の引き継ぎに当たりまして、今回の事件を踏まえた業務の改善について要請をしておりましたところ、資料にございます2点につきまして、改善することとしました。

まず、警備体制についてです。これまで現場責任者として、現場隊長を1名配置しておりましたけれども、日勤3名、夜勤3名のローテーションを組む中で、どうしても責任者が不在となることがあり、体制的には十分ではございませんでした。これを現場隊長に加えまして、日勤副隊長、夜勤隊長及び夜勤副隊長各1名を配置し、常に責任者がチームを指導監督できる体制としました。また、正副隊長に対しては、隊長等としての責任や役割に関する研修を実施した上で、任命をしていただいております。

2つ目は、夜勤時の執務室内への巡回警備体制です。現在、3名配置体制の中、警備室に受付1名と、警備カメラのモニターを監視する者1名、計2名を残し、1名で庁舎内を

巡視しておりますが、これを夜間につきましては、2名1組で巡視する体制に改善します。ただ、現在の契約の中で、警備員の数を変えずに体制を整える必要がございますことから、ローテーションの見直しや玄関受付とモニター監視業務を兼務するための機器整備なども含め、体制が整い次第実施したいと考えています。

以上で、管財課からの報告を終わります。

◎西内副委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内副委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日10日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内副委員長 それでは、以降の日程については、10日の午前10時から行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(16時26分閉会)